

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成27年2月23日（月）

社会・援護局

I 社会関係

(重点事項)

頁

第1 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）

1	生活保護を取り巻く状況等について	3
2	就労・自立支援の充実について	4
3	不正・不適正受給対策の強化等について	9
4	医療扶助の適正化等について	11
5	平成27年度生活保護基準について	17
6	生活保護法施行事務監査等について	19

第2 生活困窮者自立支援法の施行について（生活困窮者自立支援室）

1	生活困窮者自立支援法の施行等について	22
2	地方創生について	27
3	生活福祉資金について	27
4	ホームレス等への自立に向けた支援について	30

第3 地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）

1	地域福祉の推進について	33
2	ひきこもり対策について	44
3	矯正施設退所者の地域生活定着支援について	47

第4 社会福祉法人制度の見直し等について（福祉基盤課）

1	社会福祉法人制度改革について	48
2	社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて	58
3	その他	59

第5 福祉・介護人材確保対策等について（福祉基盤課福祉人材確保対策室）

1	福祉・介護人材確保対策について	61
2	外国人介護人材の受入れに関する議論等について	69

第6 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

1	社会福祉施設の防災対策等について	72
---	------------------	----

2	独立行政法人福祉医療機構について	7 6
第7	地方改善事業等について（地域福祉課）	8 0
第8	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	8 2

（予算概要）

1	生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系について	8 6
2	平成 27 年度予算（案）の概要	8 9

（参考資料）

1	社会保障審議会生活保護基準部会報告書	9 9
2	生活保護法の一部を改正する法律等の施行について（通知）	1 4 6
3	設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告	1 4 9
4	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	1 5 0
5	生活困窮者自立支援法等の施行について（通知）	1 5 3

Ⅱ 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係

第1	臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の概要	1 6 3
第2	実施に向けた準備	1 6 5

Ⅲ 援護関係

(重点事項)

頁

第1 戦後70周年における取組について	
(1) 全国戦没者追悼式の見直し等について	172
(2) 特別企画展の開催について	174
(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について	176
(4) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業における洋上慰霊の実施	178
第2 中国残留邦人等に対する支援策の実施	179
第3 遺骨収集帰還等慰霊事業	181
第4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達	185
第5 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等	188
第6 社会・援護局(援護)の組織改正について	189

(予算概要)

・平成27年度援護関係予算(案)の概要	191
---------------------	-----

(参考資料)

1. 平成27年度予算(案)事項別内訳	194
2. 援護年金について	197
3. 援護年金等受給者数について	198
4. 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について	199
5. 昭和館、しょうけい館について	205
6. 援護関係資料の国立公文書館への移管について	206

I 社 会 関 係

重 点 事 项

第1 生活保護制度等について(保護課、自立推進・指導監査室)

1 生活保護を取り巻く状況等について

(1) 生活保護の動向(平成26年11月時点)

平成26年11月時点の生活保護受給者数は約217万人(生活保護受給世帯数:約161万世帯、保護率:1.71%)となっており、平成23年7月に現行制度下での過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。

ただし、対前年同月伸び率は0.1%となっており、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向にある(世界金融危機直前(平成20年10月)の伸び率は3.0%)。

年代別にみると60歳以上の受給者数の伸びが大きく、生活保護受給者の過半数(約52%)は60歳以上の者となっている。一方で、失業等により生活保護に至る世帯を含む「その他の世帯」の伸びは10年間で約3倍となっている。

(2) 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された生活保護法(以下「法」という。)の改正により申請時の手続等を法律に規定したが、これは保護の申請時における申請事項や申請様式、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも構わないことや事情がある方に認められている口頭申請など従前からの運用を変更するものではないことは、これまでも周知してきたとおりである。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認し、意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きの助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないと申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行

う、といったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日付社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な対応の事務処理について、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行うとともに、今後とも適切な窓口対応が行われるよう徹底していただきたい。

なお、過去に福祉事務所が使用する扶養照会書等に、扶養義務の履行が保護を受けられるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明したことを踏まえ、管内福祉事務所が使用している各種様式等について、不適切な表現がないか、という観点で点検いただくようあらためてお願いする。

2 就労・自立支援の充実について

(1) 被保護者就労支援事業の創設について（法改正事項）

被保護者就労支援事業は、これまで予算事業として実施してきた就労支援事業について、その重要性に鑑み、法律上明確に位置づけ、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の就労支援員に相当する支援が行えるよう制度化したものであり、平成27年4月より実施することとしている。

本事業においては、現行の就労支援員による就労支援の状況等を踏まえ、①就労に向けた個別支援（就労支援に関する相談・助言、履歴書の書き方、面接の受け方等の支援、個別の求人開拓や定着支援等）、②稼働能力判定会議等の開催（稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、複数の専門的知識のある者で構成する稼働能力判定会議等を開催）、に加え新たに、③就労支援の連携体制の構築（地域における被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関の連携強化、

個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人等関係団体や企業が参画する就労支援の連携体制を構築)をしていただくこととしている。

特に、高齢者に至る手前の 40～50 歳代の被保護者については、年齢等によって就労につながりにくい状況にあることから、地域における就労支援の連携体制の構築を通じて就労の場の開拓等をお願いしたい。

なお、本事業を実施するに当たっては、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定していただくこととしていることから、平成 27 年 4 月からの円滑な施行に向け、ご準備いただくようお願いしたい。

また、対象者が就労により被保護者でなくなった場合については、生活困窮者自立支援制度と十分な連携を図り支援にあたっていただくようお願いしたい。

なお、本事業については、別途運用に関する通知を発出予定であることからご了解願いたい。

(2) 被保護者就労準備支援事業の創設について

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を総合的かつ段階的に行う事業として、平成 27 年 4 月より被保護者就労準備支援事業を実施することとしている。本事業は、これまで予算事業で実施してきた「就労意欲喚起等支援事業」、「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業」、「社会的な居場所づくり支援事業（被保護者就労準備支援事業に相当する事業）」及び「居宅移行生活支援事業」を再編し、生活困窮者自立支援法に基づく、就労準備支援事業と同等の支援を被保護者にも実施できるよう法第 27 条の 2 に基づく予算事業として実施するものである。

本事業を実施するに当たっては、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定していただくこととしていることから、平成 27 年 4 月からの円滑な施行に向け、ご準備いただくようお願いしたい。

なお、別途運用に関する通知を発出予定であることからご了解願いたい。

(3) 就労支援の取組の検証等について

就労支援を効率的・効果的に実施するためには、定期的に就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証し、的確に見直していくことが重要である。

また、平成 26 年 8 月に総務省が実施した「生活保護に関する実態調査」において、就労支援事業について、福祉事務所等によって事業効果の検証内容に差異があるなど、事業の改善に資する的確な事業効果の検証が困難な状況になっていると指摘を受けたところである。そのため、平成 27 年度より、被保護者就労支援事業が必須事業化されることなどに伴い、その取組が効果的に実施されるよう、各地方自治体において就労支援に関する計画を策定するとともに、取組の効果が高い地方自治体に対しては、補助金を加算することを予定している。

また、地方自治体における就労支援事業の的確な見直し及び改善を図る観点から、保護の実施機関に対して、事業効果を検証するための指標の内容、事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等についての目安を計画策定への対応とあわせて、別途、通知を発出しお示しすることを予定しているのでご了知願いたい。

(4) 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者のみならず、生活保護の相談・申請段階の者等、広く生活困窮者を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、地方自治体へのハローワーク常設窓口（以下「常設窓口」という。）の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、支援対象者の多い政令市、中核市の福祉事務所を中心に、平成 26 年度中に常設窓口を 150 箇所設置することとしている。さらに、27 年度は、常設窓口を増設するほか、「生活困窮者自立支援法」に基づき設置される自立相談支援機関との連携も図っていく等、両機関が一体となった就労支援を推進するものである。

既に常設窓口を設置している地方自治体におかれては、「生活福祉・就労支援協議会」（以下「協議会」という。）等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただくとともに、今後、常設窓口を設置する地方自治体におかれては、窓口の開設に向けて、引き続き都道府県労働局と調整しつつ、準備を進めていただきたい。各地方自治体におかれては、この常設窓口も含め

ハローワークへの支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

なお、当該事業については、前述の総務省が実施した「生活保護に関する実態調査」の結果に基づき、総務大臣より、事業の実績が低調な福祉事務所について、ハローワークと十分な連携が図られていない場合には、協議会の活用等により連携を確保するよう勧告を受けたところである。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携等について」（平成 26 年 6 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）も踏まえ実施いただいているところであるが、地域の雇用情勢を的確に把握し、効率的かつ効果的に就労支援を行うため、保護の実施機関においては、定期的に対面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、①日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有、②協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有、③支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等に努めることなど、被保護者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

（5）早期の集中的な自立支援について

働くことのできる方が、厳しい雇用状況等から働くことができずに保護を受給する場合が増加していることから、これらの方に対しては、その能力を活用していただき、就労できるように積極的に支援し、就労によって保護から脱却していただくことが重要である。平成 26 年 7 月には、脱却後に生じる税等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度生活保護に至ることなく着実に自立していただくことを目的とした就労自立給付金（以下「給付金」という。）が施行されたところである。

保護の実施機関におかれては、就労支援を実施する被保護者を中心に給付金の支給が受けられる仕組みについて十分に説明を行い、就労による保護脱却が図られるよう働きかけをお願いする。

特に、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成 25 年 5 月 16 日付け社援発 0516 第 18 号社会・援護局長通知）に基づき、同方針に基づく

支援が効果的と思われる者に対しては、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行い、被保護者の就労による自立を促すこととしており、自立活動確認書を作成する場合など被保護者との面談の機会をとらえて、求職活動を促す就労活動促進費の活用等、就労に向けた切れ目のない支援や給付金の支給を受けられる仕組みについても十分に説明を行い、早期の保護脱却が図られるよう働きかけられるようお願いする。

なお、支援を行う際には、本人の意思を尊重した就労支援を行っていただくとともに、給付金の支給が可能であることをもって保護からの脱却を強制することがないようご留意願いたい。

(6) 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための、「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。各地方自治体におかれては、引き続き就労支援のほか、就労が困難な被保護者に対する社会的自立の支援、居住の安定確保支援など自立支援プログラムの策定について取り組んで頂くようお願いする。

(7) 子供の貧困連鎖解消に向けた取り組みについて

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定された。

大綱は、「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す」など10の基本方針を掲げた上で、「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率」など子供の貧困に関する25の指標を設定し、併せて、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援など、指標の改善に向けた当面の重点施策を盛り込んでいる。

また、大綱では、生活困窮世帯や生活保護世帯に対する取組も子供の貧困対策のための重要な支援策として盛り込まれており、引き続き、生活困窮者自立支援法に基づ

く子供の学習支援事業や子供の親に対する被保護者就労支援事業など子供の貧困連鎖の解消に向けた取組の推進をお願いする。

なお、前述の総務省が実施した「生活保護に関する実態調査」において、子供の学習支援事業について、福祉事務所等によって事業効果の検証内容に差異があるなど、事業の改善に資する的確な事業効果の検証が困難な状況になっていると指摘を受けたところである。そのため、事業の的確な見直しを図る観点から、事業効果を検証するための指標、評価の手順等の目安について別途通知の発出を予定しているのでご了解願いたい。

※（抜粋）子供の貧困に関する指標（平成 25 年）

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9%
(大学等 19.2%、専修学校等 13.7%)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率
 - ・ 中学校卒業後の進路 就職率 2.5%
 - ・ 高等学校等卒業後の進路 就職率 46.1%

3 不正・不適正受給対策の強化等について

(1) 訪問活動時等における居住環境の確認について

先般、社会保障審議会生活保護基準部会における住宅扶助特別基準の検証において、「生活保護受給世帯の居住実態に関する調査」を実施したところ、ごく一部ではあるが、近隣同種の住宅等の家賃額と比較して、明らかに高額な家賃が設定されている疑義が有る世帯が確認されている。

その中には、無料低額宿泊所や簡易宿所等であって、居室が著しく狭隘で設備が十分でない住宅であるにもかかわらず、住宅扶助特別基準で家賃額を設定して不当な利益を得ることを目的とした、いわゆる「貧困ビジネス」が存在するものと考えられる。

これまでも、無料低額宿泊所及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊所等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受け

られたことを踏まえ、平成 21 年 10 月に発出した通知等により、

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊所の収支状況の公開の徹底

について管内福祉事務所に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、無料低額宿泊所等の適正運営の確保が強く求められることから、上記に掲げる事項について、改めて管内福祉事務所への周知徹底をお願いする。

また、周知徹底を図るにあたっては、とりわけ、日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすることについて、配慮されたい。

上記以外にも、多人数の居住実態がありながらオフィス等の用途に供している建築物と称して、建築基準法の防火関係規定違反等の疑いのある状況で使用されている物件が、複数の特定行政庁で確認されているところである。

福祉事務所においては、生活保護受給者に対する訪問活動等によって、生活実態の把握及び居住環境の確認に努めていただくとともに、建築部局等の関係部局と連携を密にし、実態の把握を進めていただくようお願いする。こうした取組の中で、生活保護受給者が違反建築物を利用している場合など住環境が著しく劣悪な状態であり、転居が適当であるケースがあれば、適切な居住場所への転居を促すなど必要な支援を的確に行っていただきたい。

なお、何らかの支援が必要な高齢者がこうした施設を利用している場合もあるが、現在、養護老人ホームでは定員割れの施設も見られることから、生活保護の担当部局が高齢者福祉担当部局との連携を図り、転居支援を行う場合等に、養護老人ホームへの入居も選択肢として検討するよう、併せて周知をお願いする。

(2) 不正事案（重複受給）への対応等について

不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について」（昭和 56 年 11 月 17 日社保第 123 号厚生労働省社会・援護局保護課長・監査指導課長通知）により厚生労働省に適宜情報提供をいただいているところであるが、近年、複数の福祉事務所から重複して保護費を受給し逮捕されるケースが見受けられているところである。

住居の賃貸借契約書の偽造や、偽名として実在する者の名を使用するなど、意図的に事実を改ざんするようなケースについて、完全に防ぐことは難しい面があるが、可能な限り未然防止が図られるよう、保護申請時に事実関係を確認する際は、以下に掲げる事項に留意するよう、管内福祉事務所に対して周知されたい。

なお、必要な人に必要な保護の適用ができなくなる可能性もあるので、画一的に行うことのないよう十分な配慮をお願いする。

ア 保護開始時の家庭訪問は必ず実施すること

イ 生活歴等の把握にあたっては、可能な限り客観的な資料の収集を行うこと

（例）「保護歴なし」との申出がある者の前住所地への照会

DV被害を訴える者について婦人相談所や警察への照会

ウ 賃貸借契約書等については可能な限り原本を確認すること

また、保護開始後においても、個々の世帯の実情に即した保護の決定実施を行う観点から訪問調査活動を効果的に実施し、当該世帯の生活実態の把握に努め、居住実態等の確認を行うこと。

さらに、要保護者の居住地または現在地と住民基本台帳に記載された住所が異なる場合には、不正受給対策としてのみならず、各種行政サービスを受けられないなどの不利益を被る場合も多いことから、要保護者に住民登録を励行させ、住民基本台帳担当部局に情報提供するとともに、住民票の異動手続等の必要な連携を図るようお願いする。

4 医療扶助の適正化等について

(1) 後発医薬品の更なる使用促進について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところであり、全額を公費で賄っている生活保護

制度の医療扶助においては、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることが求められている。

後発医薬品の使用促進については、これまで、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日社援保発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤する取組や、法改正により、平成 26 年 1 月から、医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が受給者に対して後発医薬品の使用を促すものとする対応を行ってきたところである。

こうした取組の効果により、生活保護における後発医薬品の使用割合は、医療全体の後発医薬品の数量シェア 54.5%（最近の調剤医療費（電算処理分）の動向（平成 26 年 5 月診療分））に対し、生活保護分は 61.0%（医療扶助実態調査（平成 26 年 6 月審査分））となり、医療全体と比較して 6.5%上回ったところである。

今後とも、引き続き後発医薬品の使用促進の取組を進めていく必要があるが、都道府県等ごとの後発医薬品の数量シェアにおいては、最も高い地方自治体で 78.9%である一方で、最も低い地方自治体は 45.6%にとどまり、30%強の開きが見られた。

こうしたことから、平成 27 年度より、後発医薬品の使用割合（数量シェア）が 75.0%に達していない地方自治体については、更なる取組として、後発医薬品の使用促進にかかる計画を策定する取組を開始するとともに、後発医薬品の使用割合について一定の基準を達成した地方自治体については、医療扶助の適正化にかかる補助金において、補助率を引き上げることにより、取組の評価を行うことを予定している。

また、院外処方については、61.0%に達する一方で、院内処方の数量シェアについては、51.6%にとどまっていることから、平成 27 年度より、院内処方について、医師等が後発医薬品を使用することができるものと認めた場合については、生活保護受給者は、原則として後発医薬品を使用することとするとともに、後発医薬品の使用割合（数量シェア）が 75.0%に達していない医療機関等に対し、後発医薬品の使用促進に関する働きかけを行う取組を開始することも予定しているところである。

上記の取組については、別途、一部改正通知を発出することとしているので、ご了解願いたい。

【参考】後発医薬品の使用割合（数量シェア）

1. 院外処方に関する生活保護と医療全体の比較

	生活保護（A）	医療全体（B）	差（A-B）
平成25年	47.8%	46.7%	+1.1%
平成26年	61.0%	54.5%	+6.5%

（資料）「医療扶助実態調査（各年6月審査分）」

「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向（各年5月診療分）」

2. 生活保護における院外処方と院内処方の比較

	院外処方	院内処方
平成25年	47.8%	49.2%
平成26年	61.0%	51.6%
伸び分	+13.2%	+2.4%

（資料）「医療扶助実態調査（各年6月審査分）」

(2) 生活保護受給者の健康管理の取組について

生活保護（医療扶助）を受給している患者は糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴があるが、こうした疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで改善や重症化の予防が可能なものであることから、生活保護受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要である。また、結果として医療扶助等の適正化にも資することになると考えている。

このため、法改正により、生活保護受給者が自ら、健康の保持及び増進に努めることを生活上の義務として規定するとともに、福祉事務所が生活保護受給者の健康診査結果等を入手できるようにしたところである。また、平成25年度から地方交付税において福祉事務所が健康面に関して対応できる体制を強化できるように措置を行っているところである。

平成26年5月末時点における福祉事務所の健康管理支援体制について調査を行っ

たところ、保健師等の専門職員を配置している地方自治体は 16.9%（このうち、地方交付税措置が始まった 25 年度以降で配置された者は 33.7%）、健康診査結果について入手している地方自治体は全体の 16.8%（入手予定を含む。）にとどまっており、健康管理支援の体制は十分とは言えない状況である。

生活保護受給者の健康管理支援においては、今後さらに取組を推進していく必要があるが、各地方自治体におかれては、健康管理支援に関する体制の整備や、健康診査結果の入手等について着実に実施されるようお願いする。

なお、生活保護受給者に対する健康診査等については、市町村保健部門が行っているが、先の調査では、健康診査を実施している地方自治体は 59.0%となっている。健康管理支援の取組を進める上では、まずは対象者の健康状態の把握が不可欠であるため、健康診査未実施の地方自治体においては、福祉事務所から市町村保健部門に対し、実施について働きかけるなど積極的な取組をお願いする。

平成 26 年度においては、地方自治体における取組強化に資するよう、「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」を立ち上げ、健康管理に関する課題を明らかにするとともに、地方自治体等における先進的な取組を参考とするなど、支援の在り方について検討を行い、①糖尿病等の重症化は自立生活への支障が大きいことから、生活習慣病の重症化予防に取り組むこと、②健診等の結果から、支援が必要な者を把握すること、③支援が必要な者に対し、医療機関への受診勧奨や、市町村保健部門が実施する保健指導への参加の促しを行うこと、④取組を効果的に行うため、定期的に事業効果を測定すること等についてとりまとめを行ったところである。

本とりまとめ内容を踏まえた取組については、別途、通知を発出することとしているので、ご了解願いたい。

（3）生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進等について

ア 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進等について

生活保護等版レセプト管理システム（以下「電子レセプトシステム」という。）は、生活保護受給者や医療機関別にレセプトの抽出が容易に行えるなど効率的・効果的なレセプト点検等が可能であるため、各福祉事務所において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に寄与するものである。

平成 24 年 10 月には、薬の過剰な多剤投与を受けている者や、頻回に受診してい

る者など不適切な受診が疑われる者を容易に抽出できるよう機能強化を行い、平成 25 年 3 月には、特定の診療や検査が多く行われている医療機関など請求が他に比べて特徴がある医療機関等を容易に抽出できるよう更なる機能強化を行ったところである。

各地方自治体に対しては、これまでも積極的な電子レセプトシステムの活用により医療扶助の適正化に向けた実効性ある取組をお願いしてきたが、平成 26 年 4 月における各自治体の電子レセプトシステムの活用状況について調査を行ったところ、ほぼ全ての地方自治体から、「点検時間・抽出時間の短縮により業務が効率化された」「早期改善に繋がった」との回答があり、資格点検等の各機能について、多くの福祉事務所で活用されていた。

また、福祉事務所等によっては、さらに電子レセプトシステムを活用し、不要な受診の可能性があるレセプト等に関する抽出・分析や、生活習慣病に罹患している者を抽出し、健康管理支援を行う等の取組を行っている事例も見られたところである。

一方で、一部の福祉事務所では電子レセプトシステムを活用できていないとの回答も見られたほか、都道府県等本庁においては、電子レセプトシステムにより得ることができるデータを指導対象医療機関の選定の一要素として使用し、実際に指導検査を行った事例がある都道府県等は 31.2%、請求に特徴が見られる医療機関の把握に活用している都道府県等は 19.3%であるなど、活用状況は低調であった。

現在、レセプト点検による過誤調整率については、全国の地方自治体ごとでバラツキが見られるが、上記の機能強化とあわせて、点検の精度の標準化のため、電子レセプトシステム上に、点検ルールを盛り込み、簡易に内容点検が行えるようにしているため、了知のうえ活用されたい。

電子レセプトシステムは医療扶助の適正化の取組に有効なものであるため、各地方自治体におかれては、積極的な活用を努められたい。

イ 電子レセプトシステムの基本マスタ等の更新

電子レセプトシステムの保守管理については、各地方自治体において、保守管理業者と契約を締結する等により、システム機器の管理や基本マスタの更新等を行っていただいているが、平成 26 年、システムの開発業者及び社会保険診療報酬支払基金より、一部の地方自治体において基本マスタやバージョンアッププログラムの更新が不

十分なために、画像生成に不具合が生じているとの報告があった。「『生活保護等版レセプト管理システム』運用の手引き」（2014.9.2第6版）の2-①「基本マスタの更新」にあるように、基本マスタやプログラムの更新は、当該システムの使用のために必須であるため、適宜、システムへの取り込みを実施するようご留意いただきたい。

ウ 電子レセプトシステムの端末の更新等について

電子レセプトシステムの端末については、多くの地方自治体において、平成27年度より順次、更新時期が到来するので、各地方自治体においては、適切に対応願いたい。なお、これまで本システムのランニングコストについては、各地方自治体の負担としてきているところであり、端末更新のための経費についても同様に各地方自治体の負担となるので留意すること。

また、電子レセプトシステムの動作保証OS等については、以下のとおりであるが、端末更新にあたってはセキュリティを確保するために延長サポート期限を考慮した新OS等に適応させる対応が必要となるので、ご留意願いたい。

なお、電子レセプトシステムのプログラムについて改修・更新する（クラウドサービスの利用を含む。）ことについては、国に対して情報提供を行う必要はない。

(参考) 生活保護等版レセプト管理システムの推奨動作保証OS等

	製品名	延長サポート期限
クライアントOS	Windows Vista Business	2017/04/11
Office製品	Office2007	2017/10/10
サーバOS	Windows Server 2008 Standard Windows Server 2008 Enterprise	2020/01/14
データベース	Microsoft SQL Server 2008 Standard Microsoft SQL Server 2008 Enterprise	2019/07/09

(新OS等に適応させる対応例)

1. 新OSで動作するプログラムへ改修・更新を実施。
2. OSのサポート期限の影響を受けない各自治体のセキュリティ基準を満たすクラウドサービス等を利用。

5 平成 27 年度生活保護基準について

(1) 住宅扶助及び冬季加算の見直しについて

住宅扶助及び冬季加算については、社会保障審議会生活保護基準部会においてご議論をいただき、平成 27 年 1 月に検証結果を踏まえた報告書がとりまとめられたところであり、同報告書を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障がないよう配慮しつつ、見直しを行うこととしている。

ア 住宅扶助の見直しについて

(ア) 単身世帯の住宅扶助特別基準（上限額）の適正化について

単身世帯の住宅扶助特別基準（上限額）については、住生活基本計画（平成 23 年 3 月閣議決定）において定められている最低居住面積水準を満たす民間借家等を各地域において一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向等を踏まえて、各地域の家賃実態を反映することにより、適正化を図ることとしている。

(イ) 2 人以上世帯の住宅扶助特別基準（上限額）の適正化について

2 人以上世帯の住宅扶助特別基準（上限額）については、世帯人数ごとの最低居住面積水準の住宅における家賃水準を踏まえ、世帯人数区分を細分化し、より実態に即した設定となるよう適正化することとしている。

(ウ) 地域区分の細分化について

各都道府県（指定都市及び中核市を除く。）の住宅扶助特別基準（上限額）の地域区分について、現行の 2 区分（1・2 級地、3 級地）から 3 区分（1 級地、2 級地、3 級地）に変更し、より地域の実態を反映した基準となるよう見直すこととしている。

(エ) 床面積別の住宅扶助特別基準（上限額）の設定について

より適切な住環境を備えた住宅への誘導をしつつ、床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入し、住宅扶助の支給額を住宅の質に見合ったものとなるよう適正化するとともに、いわゆる貧困ビジネスの是正を図ることとしている。

(オ) 経過措置等について

今回の見直しにより住宅扶助特別基準（上限額）が減額となる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、以下の措置を講じることとしている。

- ・ 住宅扶助特別基準（上限額）の減額の適用を契約更新時まで猶予

- ・ 家賃額が住宅扶助特別基準（上限額）の範囲内である住宅への転居が必要となる場合は、転居に必要な費用を支給
- ・ 転居が困難なやむを得ない理由がある場合は、見直し前の額を適用

(カ) 施行時期について

住宅扶助の見直しに係る施行時期については、被保護世帯への周知や自治体における準備期間を考慮し、平成 27 年 7 月から実施することとする。

イ 冬季加算の見直しについて

(ア) 地区別の冬季加算の水準の適正化について

I 区から VI 区までの各地区の冬季加算の支給水準については、一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出の地区別の実態や、近年の光熱費物価の動向等を踏まえ、適正な水準となるよう見直すこととしている。

また、冬季加算の支給月は、現行ではいずれの地区でも 11 月から 3 月までの 5 ヶ月間となっているが、光熱費支出が増加する期間の地域別の実態を踏まえ、I 区及び II 区については 10 月から 4 月までの 7 ヶ月間に、III 区及び IV 区については 11 月から 4 月までの 6 ヶ月間に変更することとしている。

(イ) 世帯人数別の較差の是正について

冬季加算の世帯人数別の較差については、冬季に増加する光熱費支出の世帯人数別の実態を踏まえて是正することとしている。

(ウ) 級地別の較差の是正について

冬季加算の級地間較差については、冬季に増加する光熱費支出の級地間較差の実態を踏まえ廃止することとしている。

(エ) 光熱費以外の冬季増加需要への対応について

除雪のための費用について、新たに一時扶助として必要最小限度の額を支給することができることとする。

また、保護開始時等において暖房器具の購入が必要な場合の家具什器費（一時扶助）の支給上限額を増額することとしている。

(オ) 特別な事情への配慮について

傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合には、見直し後の冬季加算額では賄えない暖房費用について、必要最小限度の額を支給可

能とすることとしている。

(カ) 施行時期について

冬季加算の見直しについては、平成 27 年 10 月以降から実施することとしている。

(2) 平成 27 年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定を検討するとともに、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に 5 年に 1 度検証を行うこととしている。

平成 27 年度の生活扶助基準の改定については、平成 25 年 8 月から、同年 1 月にとりまとめられた社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差といった歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方にに基づき、必要な適正化を 3 年程度かけて段階的に実施しており、平成 27 年度においても、3 年目分の適正化を実施していく。

なお、国民の消費動向等を勘案して行う毎年度の改定分については、国民の消費動向や社会経済情勢等を総合的に勘案し、据え置くこととしている。

(3) その他

生活扶助（重度障害者加算等）、出産扶助（施設分べん）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

6 生活保護法施行事務監査等について

(1) 生活保護法施行事務監査の適正な実施について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）においては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況を検査し、その適否のみを調査する等の監査ではなく、管内実施機関において、生活保護法施行事務が改善に向け効率的に運営されるよう積極的に援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

しかし、監査結果を見ると、個別ケースの取扱いの適否を指摘しているのみで、実施機関が抱える課題や問題点とその要因について明らかにされておらず、具体的な改善方策についての指導が十分に行われていない状況が認められた。

また、都道府県・指定都市本庁が管内実施機関に対して行った監査の結果、是正改善を講じるよう指摘した事項について、十分な改善が図られていない状態が継続している状況も認められている。

については、都道府県・指定都市の監査に従事する職員が監査の意義を再認識した上で、組織的・継続的な監査を実施し、個々の実施機関の課題に応じた具体的な改善方策を示すなど、計画的かつ着実に生活保護法施行事務の改善が図られるよう管内実施機関に対する指導をお願いします。

(2) 平成 27 年度における監査の実施について

ア 監査方針等について

今年度、国の監査においては、①的確な訪問調査活動の実施、②適切な援助方針の策定など生活保護制度の基本的事項に多くの問題が認められ、また、③査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の推進、④適切な経理事務の取扱いについても多くの問題が認められた。

については、これらの監査結果及び法改正を踏まえ、平成 27 年度の国の監査における重点事項等を策定することとしているので、了知願いたい。

また、本年度においても、職員による生活保護費の領得等の不正事案や事務懈怠などが見受けられ、また、一部の実施機関で経理事務の事務処理に脆弱性が認められているところから、管内実施機関に対しては、引き続き、適切な経理事務の取扱いについて指導の徹底をお願いします。

なお、平成 27 年度においても、都道府県及び指定都市に対して監査を実施することとしているが、一般監査における実施機関の選定については、都道府県・指定都市本庁と調整の上、課題の多い実施機関等を中心に実施することとしているので、了知願いたい。

イ 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）

を踏まえ、計画的な見直し（平成 27 年度～31 年度／32 人の削減）を行う予定である。

平成 27 年度においては、全国で 7 人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いする。

（3）生活保護行政の適正運営のための研修会等の開催について

監査の結果、査察指導機能の充実強化について課題のある実施機関が多く認められており、また、生活保護業務の経験が十分でない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

国においては、生活保護行政の適正運営の推進のために、平成 27 年度も引き続き、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員及び実施機関の査察指導員を対象として、研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、各都道府県及び指定都市においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、その事務負担の軽減を図り研修等の充実に努められたい。

ア 新任基礎研修会〔生活保護指導職員、査察指導員〕（案）

開催時期：平成 27 年 5 月中旬頃（3 日間予定） 場所：東京都内

イ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議（案）

開催時期：平成 27 年 5 月下旬頃（2 日間予定） 場所：東京都内

ウ 全国生活保護査察指導員研修会（案）

開催時期：平成 27 年 9 月中旬頃（2 日間予定） 場所：東京都内

第2 生活困窮者自立支援法の施行について

1 生活困窮者自立支援法の施行等について

(1) 生活困窮者自立支援法の施行

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援、住居確保給付金の支給その他の支援を行う生活困窮者自立支援法（以下「新法」という。）が本年4月に施行される。

平成27年度予算案について、1月14日に閣議決定されたところであり、各自治体におかれては、円滑な施行に向け、遺漏のないようご準備いただきたい。

(2) 生活困窮者自立支援制度関係予算等について

ア 平成27年度予算案について

平成27年度予算案においては、これまでセーフティネット支援対策等事業費補助金や緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策基金）（以下「基金」という。）により実施されてきた事業を含め、新法に基づく事業体系に再編し、全体で予算額約500億円を計上した。

法律の枠組みを得て、より安定的な財源として、今後、各自治体における事業が着実に実施できるものと考えている。生活困窮者に対し包括的な支援を行うため、必須事業のみならず、任意事業と組み合わせることで、効果的な取組になると考えられることから、各都道府県においては、任意事業も含め、積極的な事業展開をお願いしたい。

イ 国庫負担・補助の基準について

新法関係経費については、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定することとしている。これは、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置であり、またこれまでの取組やモデル事業の実績等も踏まえ、きめ細かい基準を設定したところである。（さらに、平成27年度においては、各自治体において事業を円滑に実施していただけるよう、所要の経過措置を

設けているところ。)

これにより、多くの自治体において、生活困窮者支援に関する事業が全体として大きく拡充されることとなる。ホームレス関連事業や子どもの学習支援といった既存の事業に取り組む自治体も、来年度において大幅に増加する見込みとなっており、引き続き新たな財源を活用して効果的な事業実施をお願いしたい。

(参考) 各事業の基本基準額 (案)

各事業の基本基準額(案) (事業費ベース)

(単位:千円)

人口規模	基本基準額(案)				4事業合計	(参考) 平成26年度生活困窮者 自立促進支援モデル 事業補助基準額
	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援		
2万人未満	5,000	5,000	3,000	3,000	16,000	20,000 (5万人未満)
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	4,000	21,000	
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	5,000	26,000	
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	6,000	31,600	40,000 (30万人未満)
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	8,000	37,500	
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,500	45,000	
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	11,000	55,500	60,000 (50万人未満)
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	14,000	68,500	
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	16,000	84,000	
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	18,000	101,000	80,000 (50万人以上)
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	20,000	121,000	
50万人以上～75万人未満	65,000	35,000	28,000	30,000	158,000	
75万人以上～100万人未満	90,000	40,000	30,000	38,000	198,000	80,000
100万人以上～200万人未満	140,000	50,000	40,000	50,000	280,000	
200万人以上	190,000	60,000	50,000	65,000	365,000	

※ 基本基準額のほか、一定の要件に応じて加算を行う。

ホームレス対策の生活困窮者自立支援法における基準額(案)について

事業名	一時生活支援事業	自立相談支援事業 (加算分)	国庫補助基準(案)	備考	
	事業費	人件費		事業費	人件費
施設型 (自立支援センター、施設型シェルター)	施設の維持管理費 入所者生活費	相談員	施設の定員区分にて設定	(別表1)	(別表2)
借上シェルター型	ホテル等の借上げ料	-	1人1日 6,000円 (食費込み)	-	-
巡回相談事業	-	相談員	ホームレス数に応じ設定	-	(別表3)

※ ホームレス自立支援センターや巡回相談等のほか、現在、ホームレス等貧困・困窮者等の「絆」再生事業の中で、NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業として、相談支援や緊急一時的な宿泊場所の提供等を実施しているものは、その事業内容に応じて、借上げシェルター型や巡回相談の加算(別表3)を活用することも可能。

(別表1)

一時生活支援事業

[単位:千円]

定員区分	基準額(案)
～9人	9,500
10人～29人	15,500
30人～49人	38,500
50人～69人	55,500
70人～99人	82,000
100人～199人	122,000
200人～299人	188,000
300人～	厚生労働大臣が認めた額

※土地・建物の借上げ料 1か所当たり60,000千円(別途加算する)。

(別表2)

自立相談支援事業への加算分 (現・自立支援センター、シェルター分)

[単位:千円]

定員区分	基準額(案)
～9人	7,300
10人～29人	10,000
30人～49人	18,500
50人～69人	31,000
70人～99人	39,000
100人～199人	53,000
200人～299人	71,000
300人～	厚生労働大臣が認めた額

(別表3)

自立相談支援事業への加算分 (現・巡回相談分)

[単位:千円]

ホームレス数	基準額(案)
10人～29人	2,400
30人～49人	5,800
50人～69人	10,000
70人～99人	22,000
100人～199人	28,500
200人～299人	34,500
300人～399人	39,000
400人～499人	44,000
500人～999人	55,000
1,000人～1,999人	106,000
2,000人～	厚生労働大臣が認めた額

※ 上記の基準額を上回る場合には、平成27年度の経過措置として1.2を乗じて得た額以内を基準額とする。

(3) 政省令、通知等の発出について

先般2月4日に、新法の施行に伴う政省令が公布されたところである。政令においては国庫負担・補助を、省令においては住居確保給付金等の資産・収入要件、就労訓練事業の認定基準等を規定している。

また、自治体における円滑な施行に資するよう、住居確保給付金の支給事務や就労訓練事業の認定事務等に関する自治体事務マニュアル、各事業の支援内容等を記載する手引き等を、2～3月頃に、それぞれ通知の形で発出することとしている。

各自治体においては、事業の実施に当たって、これらを十分御参照いただくとともに、これらを踏まえ、規則などの必要な規程等の整備をお願いしたい。

(4) 平成27年度における人材養成について

本制度の成否は、支援に従事する人材にかかっているといても過言ではない。そのため、今年度は、国において自立相談支援事業の支援員養成研修を実施したところであり（625名が修了）、また、当分の間、国において研修を行うこととしている。

平成27年度においては、自立相談支援事業の支援員に加えて、就労準備支援事業、家計相談支援事業の各支援員の養成研修を実施することとしているので、積極的な参加をお願いしたい。

同時に、各都道府県等におかれては、管内市町村や事業所に対する伝達研修を積極的に行っていただきたい。

なお、平成27年度の国における研修の開催予定は、以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

※ 参考：各事業の支援養成研修の開催予定

○自立相談支援事業：支援員の種別に応じ各240人程度

各支援員とも、前後期2回受講する必要あり

○就労準備支援事業：120人程度

○家計相談支援事業：120人程度（全国4カ所で開催予定）

(5) 新制度の施行に向けたポイント等について

本年4月の施行に向けて、各自治体においては、地域の実情に応じた円滑かつ着実な実施に向け、引き続き最終的な調整を行われることと考えられる。

その際、最も重要な点として、まずは本制度の理念を地域の幅広い関係者が十分に共有することが挙げられる。このため、必要に応じ、この点について改めて確認・共有することについて、お願いしたい。

また、今年度までのモデル事業から、相談支援に結びつかない生活困窮者が多く存在することが分かっており、今後、事業の成果指標として、まずは、相談件数やプラン作成件数が重要な指標になると考えている。これらは、今後、国として目安となる指標をお示しする予定であり、各自治体においても、目標を定め、それを達成するための計画的な取組を行い、その成果を評価するというPDCAサイクルの実施をお願いしたい。

また、住民に対する周知・広報も重要であり、厚生労働省においても、ポスター、リーフレット等の作成や政府広報を通じた広報活動に取り組んでいるが、各自治体におかれても、遺漏なきようお願い申し上げます。

さらに、早期かつ包括的な支援を実現するため、庁内の関係部局や外部関係機関との緊密な連携体制の構築について、再度確認されたい。

加えて、都道府県におかれては、管内市町村の支援員に対する研修の実施や、特にこれまでモデル事業を実施していない管内市町村への支援をお願いしたい。

また、平成27年度においては、事業の実施状況を確認するとともに、平成28年度の予算要求に資するよう、必要なデータ等の収集・調査を行うことを検討している。一部の調査については、都道府県に取りまとめをお願いできないかと考えており、御協力いただければ幸いである。

このほか、各自治体において、事業運営や支援のあり方を改善していくことができるよう、国において全国会議を開催するほか、都道府県にブロック会議の開催をお願いすることについて、検討しているところである（詳細は追ってお伝えする予定）。

今後とも、自治体の状況をお聞かせいただきながら、より良い制度となるよう検討していくこととしているので、引き続き御協力賜りたい。

2 地方創生について

地方が人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための政府の施策の方向性を提示するため、平成 26 年 12 月 27 日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたところである。

この総合戦略を踏まえ、内閣府においては、地方版総合戦略の早期策定、これに関する取組の先行実施等への支援を行うため、平成 26 年度補正予算において「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を創設している。

この地方創生の取組は、生活困窮者支援も含め、地域福祉の充実や就労困難者の就労の促進に資するものであると考えられるため、同交付金の積極的な活用についてご検討いただきたい。

また、同交付金の対象事業については、その目的にかなうものであれば、柔軟に事業設計をすることが可能である。自治体においては、現在、それぞれの創意工夫の下で、例えば、「多世代交流・多機能型福祉拠点」の整備などの福祉に関する取組や、地域における魅力あるしごとづくりとそれに必要な人材の呼び戻しや育成、定着などに関する取組の実施について検討されていると考えられるが、それらと生活困窮者自立支援制度との連携を図ることが重要である。

3 生活福祉資金について

(1) 平成 26 年度補正予算について

平成 26 年度補正予算において、地域社会におけるセーフティネットの強化を図るため、生活福祉資金貸付事業の貸付原資を補助する予算がセーフティネット支援対策等事業費補助金に 40 億円計上されたところである。

生活困窮者の支援において、資金の貸付等を行う生活福祉資金貸付制度は大変重要な役割を担っており、今後貸付需要が増大することも見込まれるので、各都道府県等においては積極的に活用願いたい。

(2) 平成 27 年度予算（案）について

当該事業における事務費については、生活困窮者自立支援関係経費として、より安定的な財源として確保できるものと考えている。

今回、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設し、各都道府県に公平に事務費を配分することとしているので、ご了承ください。

ただし、事業運営に支障が生じないように、一定程度の経過措置を図ることに加え、各地域の状況に応じて、個別に協議に応じることとしているので、各都道府県におかれては、実態を把握し、真に必要な事業費を精査していただきたい。

また、これまで基金で対応してきた体制整備事業については、リーマンショック以降の低所得者等に対する緊急対策として実施してきたところであるが、相談者数はリーマンショック後の当時と比して落ち着いていることや生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、新法において包括的支援が実施されることから効率的な執行を図っていく必要がある。

一方、市町村社会福祉協議会における適正な相談体制の確保や償還指導も重要であり、一定の目安・基準により貸付原資の一部の取り崩しを可能とする。

なお、これらの基準は、平成 27 年度の基準であり、平成 28 年度以降については、事業の運営状況の分析等を行った上で、再度検討を行う予定である。このため、事業の実施状況等にかかるデータ提供にご協力をお願いしたい。

(3) 生活福祉資金の見直しについて

新法の施行に伴い、生活福祉資金の貸付のみならず、新法を活用することにより、より一層効果的に、相談者の自立を図ることとする。また、あわせて、これまで社会福祉協議会等から寄せられた御意見を踏まえ、所要の見直しを行う。

主な見直し内容は、以下のとおりである。

ア 新制度の利用の要件化

総合支援資金と緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付けにあたっては、原則として、自立相談支援事業の利用を要件とする。ただし、既に就

職が決定している者や病気等により一時的に生活費が不足する場合などについては、この限りでないこととする。

なお、運用に当たっては、相談者のおかれている状況を勘案し、この要件を機械的に判断することのないよう、相談者の自立支援に主眼を置いた対応をお願いしたい。

イ 緊急小口資金の柔軟な運用

緊急的に支援が必要な場合に、当面の生活費、公共料金（電気・ガス・水道・電話などの必要最低限のライフライン）の滞納により日常生活に支障が生じる時などについて、貸付の対象となるよう明確化を図る。

ウ 総合支援資金の見直し

借受人に過度な負担とならないよう、貸付期間の見直しを行うとともに、償還期限の短縮を図る。

（参考）生活福祉資金見直しのイメージ

	資金の種類	見直し内容
1	全般	市町村社協及び都道府県社協は、借受人の自立に向け、新制度の実施機関等（※）との連携を図り、総合的な支援体制の構築に努めるものとする。 ※ 自立相談支援機関、家計相談支援機関等、ハローワーク、法律専門家、民生委員、児童委員 等
2	総合支援資金 緊急小口資金 臨時特例つなぎ資金	貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用を要件とする。 その他の資金についても、貸付希望者の状況に応じて、新制度の利用を検討し、両制度が連携を図りながら、包括的な支援を提供できるようにすることが必要。 ※ ただし、一定の安定した収入があり、一過性の事由により、資金が必要な者などについては、利用しないことも可能とする旨提示する予定。
3	緊急小口資金	医療費等の支払いによって臨時に必要な生活費について対象であった緊急小口資金の資金用途について、緊急的に支援が必要な場合においては、以下のような場合については対象となるよう明確化を図る。 ・ 公的給付等の支給開始までに必要な生活費 ・ 公共料金（電気・ガス・水道・電話などのライフライン）の必要最小限の滞納分 ・ 継続的な支援を受けるために必要な経費（交通費等）等
4	緊急小口資金 総合支援資金	より相談者のニーズに対応できるよう、貸付決定までの期間の短縮を図る旨、以下のとおり、目安を提示し、各都道府県社協における運営体制の構築を促進する。 ・ 緊急小口資金については、概ね1週間以内に送金することが望ましい。 なお、相談者の状況によっては、さらに迅速な対応に努めること。 ・ 総合支援資金については、相談者にニーズに対応し、早期に対応する。
5	緊急小口資金 総合支援資金	① 借受人の負担を軽減するため、以下のとおり、貸付期間等について改善を図る。 ・ 緊急小口資金については、分割貸付の利用を図り、並行してアセスメントを行い、必要最小限の額で対応する。 ・ 総合支援資金については、貸付期間を原則3か月とし、最長12か月（3月ごと延長）までとする。 ※ 自立相談支援機関において作成されるプランとの整合性や支援状況を勘案して調整することが必要。 ② 借受人の負担を軽減するため、以下のとおり、償還期限の改正を行う。 [緊急小口資金] 現行「8月以内」 → 改正後「12月以内」 [総合支援資金] 現行「20年以内」 → 改正後「10年以内」

（4） 新法との連携の促進について

貸付の判断はあくまで貸付機関（都道府県社協）が行うものであるが、

新法と生活福祉資金が連携することにより、貸付による支援とあわせて包括的な支援が可能となり、両制度がともに効果的・効率的に機能し、生活困窮者の自立がより一層促進されるものと考えている。

そこで、厚生労働省としては、現場における連携の促進に資するよう、新法と生活福祉資金貸付制度の連携マニュアルを作成したので、各都道府県におかれては、積極的に活用いただくとともに、社会福祉協議会をはじめ、関係機関に周知いただきたい。加えて、新法施行を一つの契機として、市レベルを中心とした地域における連携体制構築のための支援をお願いしたい。

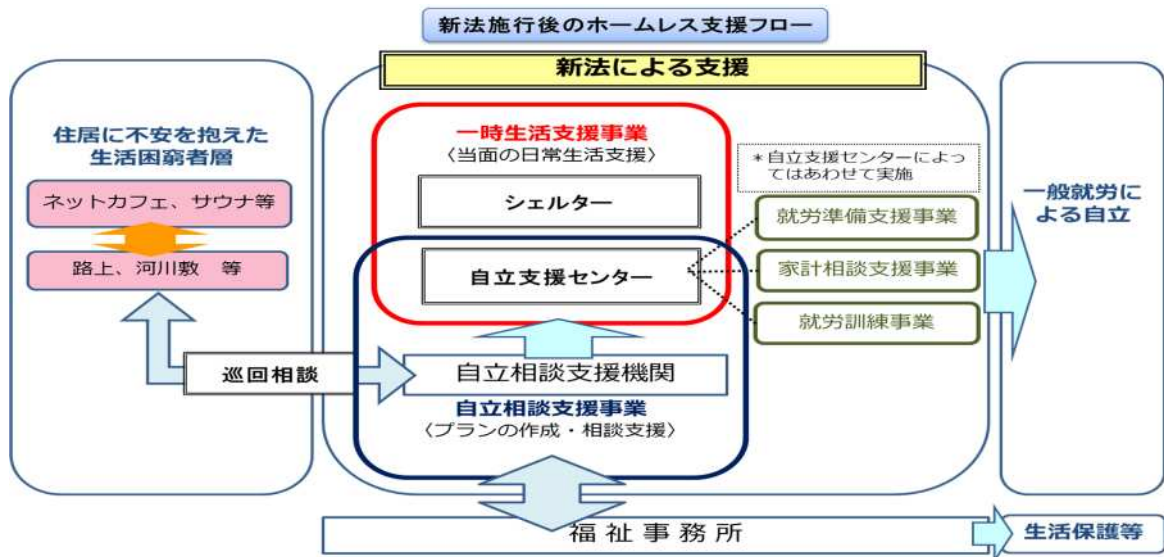
4 ホームレス等への自立に向けた支援について

(1) 新法施行後におけるホームレス対策について

各自治体におかれては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）等の趣旨を踏まえ、巡回相談事業、自立支援センターの運営等のホームレス対策に取り組んでいただいているところである。

これらホームレス対策は、新法に位置付けることにより安定的な財源を確保するとともに、自立に向けた支援の効果をより一層発揮するため、ホームレス特措法の理念を踏まえつつ、一時生活支援事業及び自立相談支援事業等の新法の事業を活用することにより実施することとしている。

については、各自治体におかれては、支援の継続性の観点から、これまでの支援の実績や成果を踏まえつつNPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、引き続き事業の推進を図られたい。



1

なお、新法の施行に伴い、平成 25 年 7 月に策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（国土交通省との共管。以下「基本方針」という。）については、一部改正を予定しているのご留意願いたい。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の改正について(案)

概要

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成25年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「ホームレス基本方針」という。)について、生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)の平成27年度からの施行に伴い、所要の改正を行うもの。
 ※ ホームレス基本方針は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号。以下「ホームレス特措法」という。)に基づき、平成15年に策定したものであるが、以後5年ごとに実施しているホームレスの実態に関する全国調査の結果等を踏まえて策定(見直し)。直近では、平成24年1月に実施した全国調査の結果等を踏まえて、平成25年7月に新たな基本方針を策定(運営期間は5年間)。

改正のポイント

- 現在、ホームレス特措法の趣旨を踏まえ、予算事業として実施しているホームレス対策は、法施行後、基本的には法の枠組みにより実施することとする。
- これらホームレス対策(ホームレス総合相談推進事業、ホームレス自立支援事業等)と法との関係や、法に規定する事業を盛り込む。
- 法施行に伴うホームレス支援の流れを盛り込む(特に法の自立相談支援事業を行う機関の位置付け等を追加)。
- その他所要の改正を行う。

公布時期

平成27年2月末頃を予定。

(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、新法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施しているところである。平成 27 年調査（平成 27 年 1 月実施）については、既にご協力いただいたところであるが（例年 4 月に公表。今年の公表日程は追ってお知らせする。）、来年も実施する予定であり（平成 28 年 1 月を予定）、平成 27 年度予算案に当該調査に関する所要の予算を計上したところであるので、引き続きご協力願いたい。

第3 地域福祉の推進等について

1 地域福祉の推進について（地域福祉課）

（1）今後の地域福祉の推進のあり方について

ア 地域福祉関係事業の見直し

地域福祉関係事業については、介護保険制度や障害者福祉制度など、既存制度では対応が困難なニーズに対応するための取組を支援する「安心生活創造推進事業」や「地域福祉等推進特別支援事業」、「生涯現役活躍支援事業」のほか、認知症高齢者等判断能力が不十分な者に対して福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行う「日常生活自立支援事業」等を実施してきたところである。

他方、平成 27 年度から施行される生活困窮者自立支援法（以下「新法」という。）においては、全国約 900 か所の福祉事務所設置自治体に、生活困窮者からの相談に対応するための窓口が設置されるとともに、当該窓口相談支援員等を配置し、生活困窮者の自立に向けた相談支援業務を行うほか、関係機関とのネットワークの構築、就労の場等の地域に不足する社会資源の開発等を行うことにより、生活困窮者支援を通じた地域づくりに取り組むこととしている。

このため、地域福祉関係事業については、新法に基づく各事業と目的や事業内容が一部重複し得ることから、平成 27 年度予算編成においては、これらの事業について、新法を中心とした予算体系へと再編を行うこととしたところである。

具体的な再編のイメージは以下のとおりとなるが、今後の地域福祉の取組は、新法の枠組みを活用して推進していくことが効果的である。

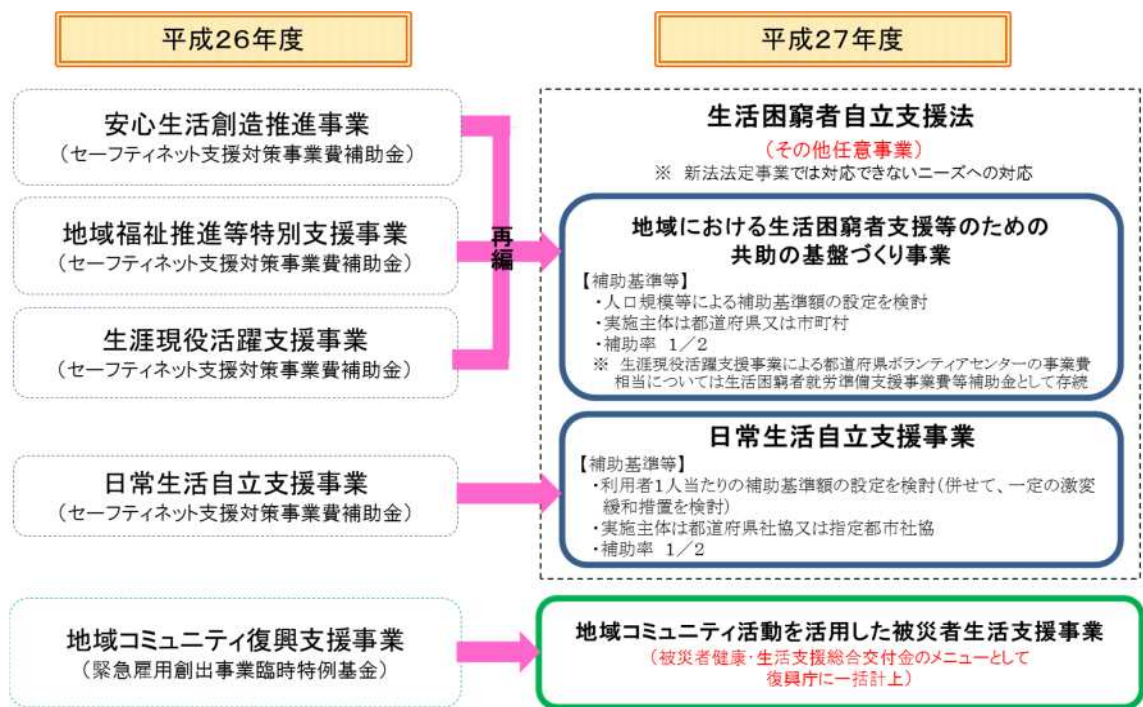
これにより、

- ・ 新法を踏まえ、一部事業について補助率の見直しを伴うものの、事業費全体としては大幅な拡充が図られるとともに、
 - ・ 恒久的な財源が確保され、事業の安定的な継続性が高まる
- というメリットがあるものと考えている。

新法の施行により、地域においては、恒久財源の下、新たな事業が展開されていくこととなる。今後、地域福祉の推進に当たっては、例えば、地域福祉のコーディネーターの配置等について、新法事業を有効に活用するなど、従来の地域福祉の推進体制について必要な見直しを検討していただくことが重要である。

各自治体におかれては、こうした見直しの趣旨について、ご理解をいただくとともに、引き続き地域福祉の取組の積極的な推進にご協力をお願いしたい。

(参考) 地域福祉関係事業の見直しのイメージ



イ 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の創設について

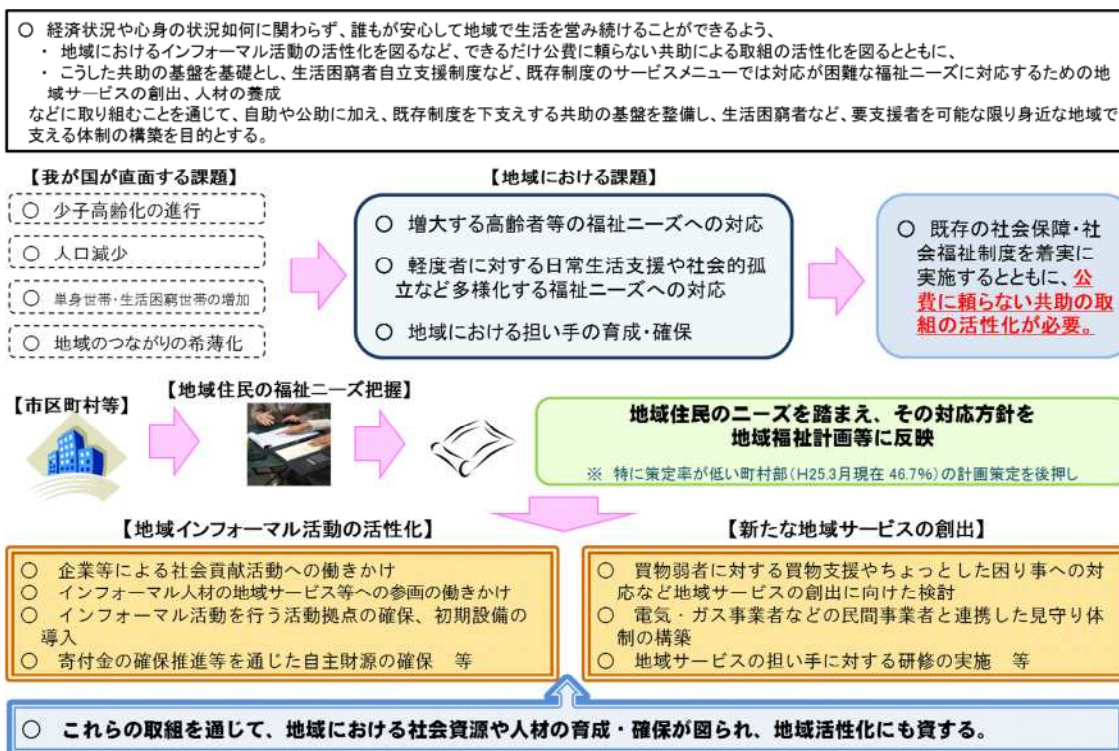
地域福祉関係事業の再編により、平成 27 年度から「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」を創設することとしている。本事業は、年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人を地域全体で支える共助の基盤づくりを通じて、地域福祉の推進を図るものであり、新法を下支えする事業としても有効であることから、新法その他事

業に位置づけることとしている。

本事業の国庫補助基準額（案）については、以下のとおりであるので、各自治体におかれては、新法法定事業に基づく専門的な支援と、本事業によるインフォーマルな支援を組み合わせるにより、地域における重層的な支援体制が構築されるよう、積極的なご活用をお願いしたい。

また、本事業は、福祉事務所を設置しない町村も実施可能とすることとしている。新法法定事業とも連携を図りつつ、特に策定率が低い町村部における地域福祉計画の策定を後押しする上でも、本事業を活用し、引き続き地域福祉の取組の推進を図られたい。

(参考) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の概要



(参考) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の国庫補助基準額(案)

人口区分	補助基準額(案)
人口 50 万人以上	1 自治体当たり 12,000 千円
人口 30 万人以上 50 万人未満	1 自治体当たり 10,000 千円
人口 10 万人以上 30 万人未満	1 自治体当たり 8,000 千円
人口 5 万人以上 10 万人未満	1 自治体当たり 6,000 千円
人口 5 万人未満	1 自治体当たり 4,000 千円
人口 5 万人未満であって平成 26 年度において安心生活創造推進事業を実施していた自治体(平成 27 年度限りの経過措置)	1 自治体当たり 10,000 千円

ウ 「日常生活自立支援事業」について

「日常生活自立支援事業」については、認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、新法に基づく各事業を含む福祉サービスの利用を支援する事業であることから、新法とも密接に連携を図りながら事業を展開していくことが求められている。

このような観点から、今般、本事業を新法その他事業に位置づけ、高齢化の進行による認知症高齢者の増加等に伴う本事業のニーズの拡大に対し、安定的な財源を確保しつつ、引き続き本事業を推進していくこととしたものである。

なお、本事業は、以下のとおり、国庫補助金額(案)を導入することとしているので、この点につき、各自治体におかれてはご理解をいただくとともに、本事業の実施状況を踏まえた必要な事業費の確保に特段のご配慮を賜りたい。

また、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づく「地域医療介護総合確保基金」におい

ては、「権利擁護人材育成事業」がメニューに位置づけられたところである。当該事業は、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の養成を総合的に推進するものであるが、日常生活自立支援事業を実施する各社会福祉協議会が当該事業を行うことにより、判断能力の変化に応じた包括的な権利擁護体制の構築が可能となる。各自治体におかれては、こうした観点から「地域医療介護総合確保基金」（権利擁護人材育成事業）の活用について、庁内関係部局間において、連携・調整の上、積極的なご検討をお願いしたい。

(参考) 「日常生活自立支援事業」の国庫補助基準額(案)

	国庫補助基準額(案)
基本事業費	平成 26 年度交付決定段階における国庫補助基本額の 70%
利用契約者事業費(専門員の人件費等の一部相当)	利用契約者数 1 人・1 月につき 2,500 円
生活保護受給者利用料事業費(生活支援員の人件費等の一部相当)	生活保護受給者に係る利用契約者 1 人・1 月につき 1,200 円

(2) 東日本大震災の被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災の被災者に対する見守り等の支援については、今年度までの間、緊急雇用創出基金(住まい対策等拡充等支援事業分)のメニューとして、「地域コミュニティ復興支援事業」を実施してきたところである。

当該基金は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、基金の創設や積み増しについては、財政規律の観点から、現に抑制することとされており、これを踏まえ、今年度をもって廃止されることとされている。

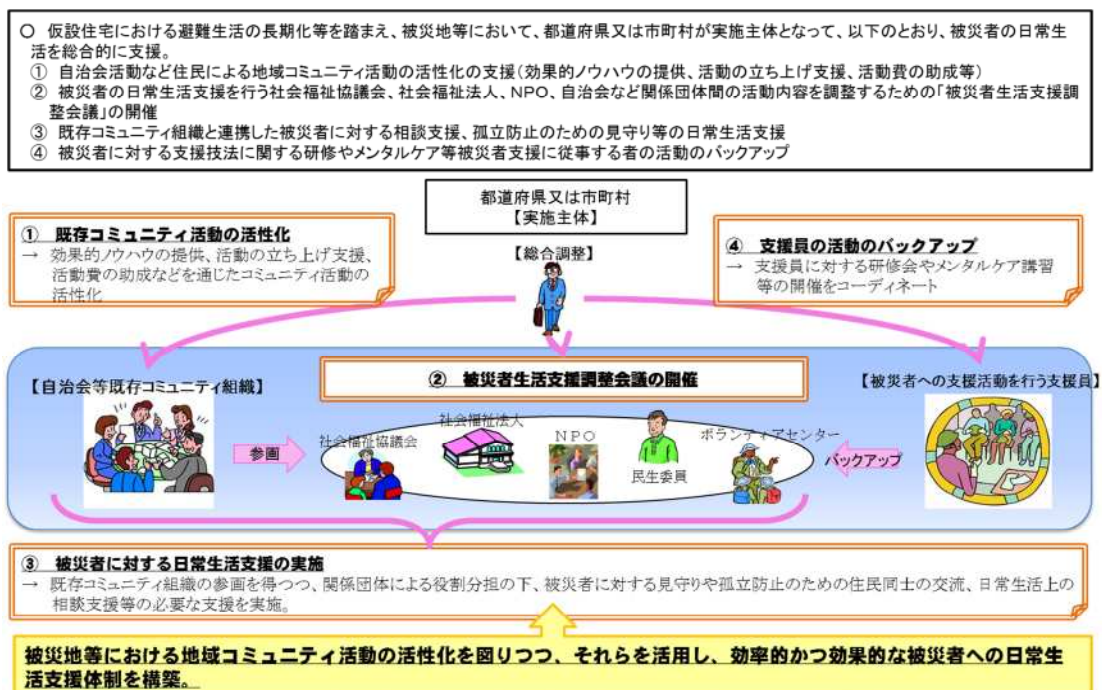
しかしながら、仮設住宅等における避難生活の長期化等の状況を踏まえれば、被災者の見守りやコミュニティ形成等に係る支援は引き続き重要であることから、平成 27 年度においては、復興庁が新たに創設することとしている「被災者

健康・生活支援総合交付金」のメニューとして、「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」を新たに位置づけ、これまでの取組による成果も踏まえ、自治会等の住民組織の活性化・参加を得つつ、被災者に対する見守り等の支援体制を引き続き推進していくこととしている。

なお、本事業は、これまでの事業の実施状況を踏まえ、被災三県（岩手県、宮城県及び福島県）及び山形県、新潟県、長野県、愛知県で実施できることとしている。

該当自治体におかれては、仮設住宅等における避難生活が長期化する中で、被災者の方々の抱える課題も多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活における「安心」が確保されるよう、本事業を活用いただくとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、復興庁による「被災者支援コーディネート事業」などの関連施策とも密接な連携・役割分担を図りつつ、被災者支援体制の強化に取り組んでいただきたい。

(参考) 「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」の概要



(3) 「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の積極的な活用について

地方が人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための政府の施策の方向性を提示するため、平成 26 年 12 月 27 日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたところである。

この総合戦略を踏まえ、内閣府においては、地方版総合戦略の早期策定、これに関する取組の先行実施等への支援を行うため、平成 26 年度補正予算において「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を創設している。

この交付金は、地方創生の観点から、自治体の創意工夫に基づき様々な事業に取り組むことが可能であるが、その事業メニュー例として、対象者によらず、誰もが安心して生活できる地域づくりを進める観点から、地域住民に対する生活支援、地域住民相互の交流機会の提供などを行う「多世代交流・多機能型福祉拠点の推進」が盛り込まれている。

こうした取組は、地域福祉推進に当たっての一つのツールとなり得るものと考えられるので、各自治体におかれては、本交付金の趣旨・目的について十分ご理解をいただいた上で、その積極的な活用をご検討いただきたい。

(4) 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、24 時間 365 日電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業である。

平成 26 年度は社団法人社会的包摂サポートセンターが実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国支援事業及び被災地支援事業を実施しているところである。

平成 27 年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、改めて事業実施者を公募・選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の置かれている状況をみると、6 割を超える者に仕事がなく、約 2 割の者が家計に問題を抱えているなど、新法の対象層とも重なる部分がある。このため、本事業を通じて把握した生活困窮者であって、具体的な支援が必要と考えられるものについては、新法に基づく自立相談支援事業

等につなぐこともあり得るので、各自治体におかれては、本事業と自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

(5) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

平成 27 年度以降については、新法が施行されることから、各自治体におかれては、新法に基づく自立相談支援事業等を中心に、「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」なども組み合わせつつ、引き続き孤立死防止対策の推進をお願いしたい。

(6) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について

ア 計画の積極的な策定及び改定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、平成 26 年 3 月 31 日時点において市区部で約 9 割が策定済み（策定予定含む）である一方、町村部では約 4 割が策定未定の状況である。

（調査結果については平成 26 年 10 月 31 日付け社援地発 1031 第 3 号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等調査の結果について」各都道府県民生主管部(局)長あて 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知参照）

地域福祉計画等の策定は、地域の中の課題を可視化するとともに、それらを地域で共有し、新たな取組を創出していくことにより、地域活性化の端緒にもなり得るものであることから、積極的に計画の策定又は改定を進めていただきたい。

なお、新法が平成 27 年度より施行されることを踏まえ、地域福祉計画に盛り込むべき事項を「生活困窮者自立支援方策」（平成 26 年 3 月 27 日付け社援発 0327 第 13 号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」各都道府県知事、指定都市市長、中核市長あて厚生労働省社会・援護局長通知参照）としてお示しているところであるので、今後の計画の策定又は改定に当たっては、当該通知の内容を踏まえて行っていただきたい。

イ 計画策定状況の全国調査の実施について

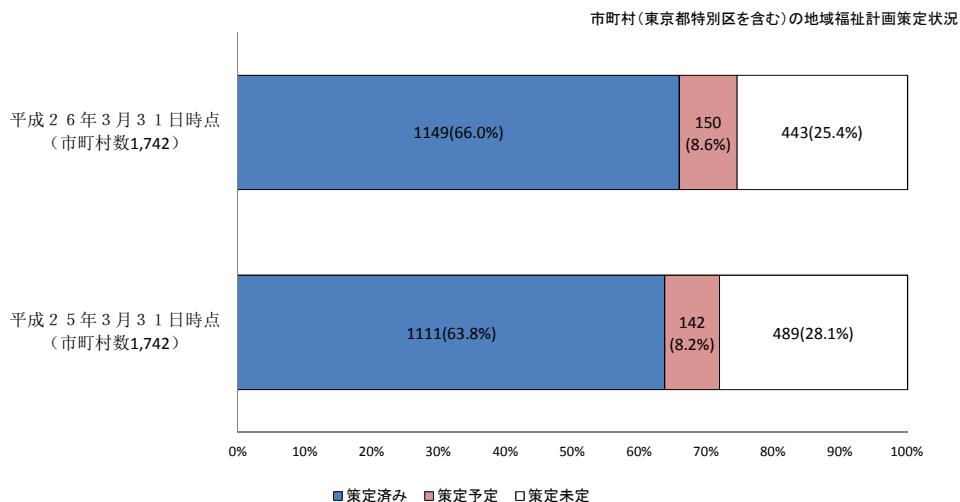
地域福祉計画等の策定状況については、毎年調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているところであるが、本年も3月を目途に、従来の内容に加え、生活困窮者自立支援方策の反映状況等について調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

(参考) 平成 26 年度調査結果の概要

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査 【調査の概要】 ○調査対象: 1742市町村 ○回答数: 1742市町村(回収率100.0%) ○調査時点: 平成26年3月31日現在	II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査 【調査の概要】 ○調査対象: 47都道府県 ○回答数: 47都道府県(回収率100%) ○調査時点: 平成26年3月31日現在
--	--

I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況

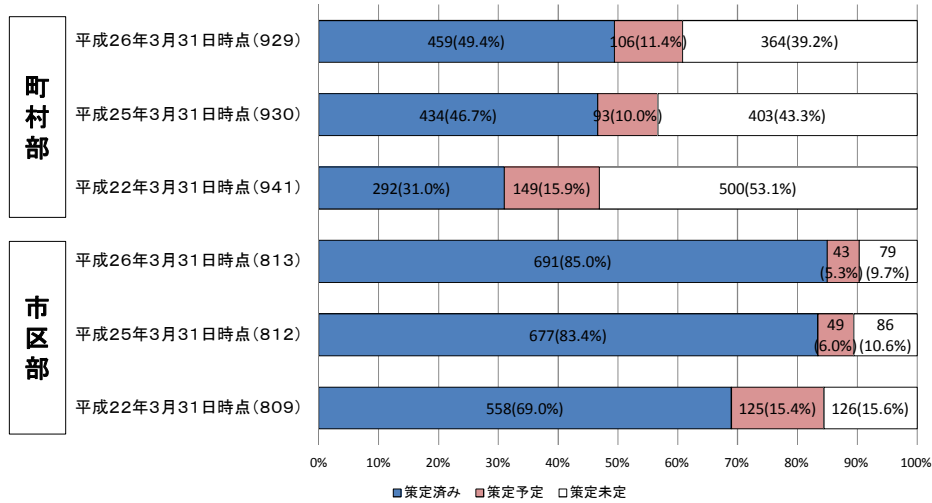
○「策定済み」市町村は、平成25年3月31日時点調査と比較して38市町村(2.2ポイント)増加して66.0%となった。



I - 2. 市区部・町村部別の策定状況

○「策定済み」回答の割合は、平成25年3月31日時点調査と比較して市区部は1.64ポイント、町村部は2.6ポイント増加している。

○市区部と町村部の策定率には依然として約1.7倍の開きがある。「策定未定」の回答は市区部で9.7%、町村部で39.2%となっており差が大きい。



(7) 社会福祉協議会について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます重要となっている。

さらに、新法の施行に当たっては、各事業の担い手として、既存の地域ネットワークを活かした包括的な支援体制の構築に寄与することが期待される。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や新法の円滑な施行のための取組について一層の推進をお願いしたい。

また、昨年は、多くの自然災害が発生したが、被災地には多くの方々が災害ボランティアとして現地に駆けつけていただいた。

災害時には、多くの自治体において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの運営を担っているが、災害時の対応は、自治体を中心に、社会福祉協議会を含めた関係機関が連携し、役割分担を図った上で行うことが重要である。

各自治体におかれては、災害時におけるボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担など、社会福祉協議会等とも協議し、災害時の対応が円滑なものとなるよう、平時から積極的な事前準備に努められたい。

(8) 民生委員について

ア 新法の施行に当たって民生委員に期待される役割

平成 27 年度からの新法の施行に当たって、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）については、自立相談支援事業を中心とする地域の関係機関の一員として、地域にあって相談窓口にとどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した生活困窮者の見守りといった支援に、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が新法の趣旨・内容について十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、積極的な支援をお願いしたい。

イ 民生委員活動への支援について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等の虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員に期待される役割が大きくなっている。

また、衆議院及び参議院の厚生労働委員会において、新法が可決された際には、民生委員が最大限その役割を発揮できるよう、活動しやすい環境整備を更に進める旨の附帯決議がなされている。

このような中、昨年、民生委員が地域の中核として、その力を十分に発揮できるよう、平成 25 年 10 月に、厚生労働省社会・援護局地域福祉課において「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（座長：上野谷加代子 同志社大学社会学部社会福祉学科教授）を設置し、本年 4 月に報告書を取りまとめたところである。

本報告書においては、民生委員活動に対して財政面を含めた国、地方自治体の積極的な支援や、研修の充実、制度への理解の深化、広報活動の強化などが提言されている。

各自治体におかれては、本報告書の内容も踏まえつつ、今後とも民生委員の活動しやすい環境の整備に向け、一層の取組の推進について特段のご配慮を賜りたい。

ウ 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成 24 年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を発出しているため、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施しているため参考とされたい（資料の一部については、平成 25 年 12 月 26 日付け「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉にかかる取組みに対する事例の情報提供について」厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡に添付しているため、参照されたい）。

2 ひきこもり対策について（総務課）

（1）生活困窮者自立支援法による事業への移行

ひきこもりの問題については、ひきこもりの状態にある本人（以下、「本人」という。）が抱える個別の問題と家族における先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高齢化に繋がっているものと認識している。

今般、平成 27 年度から施行される生活困窮者自立支援法は、「包括的・個別的な支援」、「早期的・継続的な支援」、「分権的・創造的な支援」を目的課題（※1）として制定されたものであり、ひきこもりの問題においても個別課題に対応する相談について、生活困窮者自立支援法の相談事業の一つとして位置付けたところである。

なお、従来の「ひきこもり対策推進事業」（※2）については、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」を財源に都道府県、指定都市に中核的な相談センターとして「ひきこもり地域支援センター」を設置してきたところであるが、これらの事業については、生活困窮者自立支援法の任意事業（その他事業）として継続実施していた

だくこととしている。

将来的には、こうした既存施策の相談体制と今後始まる住み慣れた身近な地域（基礎自治体）における相談体制が重層的に機能することを期待しており、都道府県におかれては、管内の行政機関はもとよりあらゆる社会資源と密接な連携、協力を行っていただき、定期的な協議を行う等、積極的なネットワークの構築をお願いします。

ひきこもりの問題は、一言で言えば人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決出来ないものであるため、本人や家族からの傾聴や地域での見守り等、地域力の協力も必要不可欠であると認識している。ついては、ひきこもりという状況に関して、現場での多くの経験を有する当時者団体である「全国ひきこもりKHJ親の会（家族会連合会）」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

※1 社会保障審議会（生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会）報告書（H25.1.25）

※2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）、ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業（平成25年度～）

（2）ひきこもり対策推進事業について

厚生労働省では、平成21年度から「ひきこもり対策推進事業」を創設し、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下、「センター」という。）を各都道府県、指定都市に整備を進めてきている。

センターの設置数は、創設初年度は、全国で17か所（17自治体）であったが、都道府県、指定都市の皆様の当事業に対する理解と協力を頂いた結果、平成26年度末では、56か所（52自治体）となり、約8割の都道府県、指定都市に設置されるに至ったことに対し感謝申し上げます。

今後は、センターの設置はもとより、前述のとおり、生活困窮者自立支援法の施行により、基礎自治体において相談体制等が整備され、センターとの連携が求められることから、センターの組織としての専門性の向上を図る等、ひきこもり対策のより一層の取り組みをお願いします。

また、ひきこもりの相談については、これまで、ひきこもり地域支援センターを中心に対応してきたが、平成25年度より、本人や家族に対する早期対応を目的に、住

み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を新たに行うこととした。一方、前述のとおり、基礎自治体において、平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、相談体制等が整備されることも視野に入れ、都道府県、指定都市におかれては、より一層サポーター養成研修事業に取り組んでいただけるようお願いする。

さらに、当事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に運営委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

(参考)

ひきこもり対策推進事業

(1) ひきこもり地域支援センター設置運営事業

〔実施主体〕 都道府県、指定都市
 〔国庫補助基準額〕 1自治体当たり10,000千円
 ※児童期、成人期の2機能を持たせた場合20,000千円
 〔補助率〕 1/2

(2) ひきこもりサポーター養成研修事業

〔実施主体〕 都道府県、指定都市
 〔国庫補助基準額〕 1自治体当たり500千円
 〔補助率〕 1/2

(3) ひきこもりサポーター派遣事業

〔実施主体〕 福祉事務所を設置する市町村
 〔国庫補助基準額〕 1自治体当たり800千円
 〔補助率〕 1/2

(4) 予算科目

【従 来】	→	【平成27年度以降】
(項) 地域福祉推進費		(項) 生活保護等対策費
(目) セーフティネット支援対策等事業費 補助金		(目) 生活困窮者就労準備支援事業費等 補助金

3 矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない人が少なくない状況や、親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。

このため、平成21年度から「地域生活定着支援事業」（現在は「地域生活定着促進事業」）を実施しており、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備している。

平成23年度末に全都道府県にセンターが設置され、平成24年度からは、矯正施設退所後のフォローアップ及び相談支援をセンターの業務に追加したところである。

平成27年度においては、フォローアップ及び相談支援について、地域の関係機関との連携、他の福祉施策の活用など、地域の実情を踏まえた効率的な実施を推進するため、地方負担の導入を原則とした。ただし、国庫補助に当たっては、地方負担相当分（4分の1相当）を除いた定額（4分の3相当）を補助することとしている。

また、各都道府県の業務に繁閑の差が生じていることを踏まえ、業務実績に応じ国庫補助の上乗せの配分を行うこととしている。

各都道府県においては、厳しい財政状況の下、事業の効率的実施の観点から、事業規模を精査し適切な業務量を確保していただくとともに、他の地域福祉関係事業との一体的実施に努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施をお願いしたい。

（参考）

- 平成27年度予算案の概要
 - ・ 「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（仮称）（238億円）」のメニュー事業として実施。
 - ・ 実施主体：都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）
 - ・ 補助率：定額（3／4相当）
 - ・ 事業単価：2,500万円

第4 社会福祉法人制度の見直し等について（福祉基盤課）

1 社会福祉法人制度改革について

（1）経緯と今後の予定

近年、福祉サービスの利用の仕組みが措置から契約に移行し、株式会社や NPO など多様な供給主体が参入する中、社会福祉法人の位置付けは大きく変化している。社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことにある。福祉ニーズが多様化・複雑化する中、こうした社会福祉法人の役割は重要になっており、これまで以上に公益性の高い事業運営が求められ、法人の在り方そのものを見直す必要がある。

一方、平成 18 年には公益法人制度改革が行われ、新たに創設された公益社団・財団法人について公益認定を課することにより公益性の高い法人類型として位置付けている。旧民法第 34 条の公益法人の特別法人として創設された社会福祉法人には、公益社団・財団法人と同等以上の公益性・非営利性が要請される。

平成 26 年に閣議決定された規制改革実施計画は、こうした社会福祉事業や公益法人の在り方の変容を踏まえ、他の経営主体とのイコールフットィング等の観点から、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの投下、社会貢献活動の義務化、行政による指導監督の強化など、社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底し、本来の役割を果たすための改革を求めている。

また、昨今、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、社会福祉法人全体の信頼を失墜させる事態に至っている。社会福祉法人が今後とも福祉サービスの中心的な担い手としてあり続けるためには、その公益性・非営利性を徹底する観点から制度の在り方を見直し、国民に対する説明責任を果たすことが求められる。

こうした状況を踏まえ、昨年 8 月に社会保障審議会に福祉部会が設置され、社会福祉法人改革について審議が行われ、去る 2 月 12 日に報告書がとりまとめられた。

厚生労働省においては、同報告書を踏まえ、今国会に必要な法案を提出することを予定している。特に、今般の改革の議論においては、社会福祉法人に対する実効性のある指導監督や支援を行う観点から、国・都道府県・市がそれぞれの役割に応じて連携・支援する必要がある、中でも広域的な地方公共団体としての都道府県の役割が重

要との認識が示された。国や他の所轄庁との連携の下、社会福祉法人改革の推進に積極的に取り組むようお願いする。

福祉部会の報告書において示された改革の方向性は以下の通りであるので、ご理解いただくとともに、管内の市や所管する法人等への情報提供をお願いする。

(2) 制度改革の方向性

今般の制度改革は、①公益性・非営利性の徹底、②国民に対する説明責任、③地域社会への貢献、の基本的視点に立って検討され、方向性が示されている。その具体的な内容については、以下のとおりである。

ア 経営組織の在り方の見直し

公益財団法人等の仕組みを参考に、ガバナンスの強化の観点から、以下の方向で見直す。

(i) 理事・理事長・理事会について

- 理事・理事長の役割・権限・義務・責任を明らかにし、理事会による理事・理事長に対する牽制機能を制度化する。
 - 理事の義務と責任（※）を法律上明記する。
 - ※善管注意義務、忠実義務、法人に対する損害賠償責任、特別背任罪の適用等
 - 理事長について、代表権を有する者として位置付け、権限と義務（※）を法律上明記する。
 - ※業務の執行、理事会への職執行状況の報告等
 - 理事会を法人の業務執行に関する意思決定機関として位置付け、その権限（※）を法律上明記する。
 - ※業務執行の決定（重要事項（重要な財産処分等）は理事に委任できない。）、理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職、計算書類・事業報告の承認等
 - 理事等に対する特別背任罪、贈収賄罪が適用される法制上の枠組みや欠格事由に関する規定を整備する。
- 理事長以外に、特定の業務の執行を行う業務執行理事を置くことができるようにする。
- 理事の職務執行についてのコンプライアンス（法令遵守等）を確保するため

の体制整備について、理事会の議決事項とし、一定規模以上の法人については、その体制整備を義務付ける。

- 理事の定数については、内部統制を実効性あるものとする必要性を考慮し、現行（通知）の6人以上という定数を法律上明記する。
- 理事の構成に関しては、社会福祉法人の公正な運営を確保するため、現行の理事の構成に関する取扱い（※）を法令上明記する。

※親族その他特別の関係がある者の理事への選任の制限、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者、施設長等の事業部門の責任者の理事としての参加

（ii）評議員・評議員会について

- 必置の評議員会を議決機関として法律上位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせるため、評議員会に理事、監事、会計監査人の報酬や選任・解任等の重要事項に係る議決権を付与する。また、このように重要な役割を担う評議員の権限・責任（評議員会の招集請求権、善管注意義務、損害賠償責任等）を法律上明記する。
- 理事と評議員会の適切な牽制関係を築くため、理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の定数については「理事の定数を超える数」とする。任期については、中期的な牽制機能を確保する観点から、4年とする。
- なお、評議員の定数については、小規模法人について定数の特例を設ける経過措置を検討する。
- 評議員の選任・解任については、定款で定める方法（選任委員会・評議員会の議決等）によることとし、理事又は理事会が評議員を選任又は解任できないようにする。
- 評議員会の重要な権限に鑑み、事業に対する識見を有し、中立公正な立場から審議を行える者であることを重視した構成とする。
- 各法人が地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等が参加する「運営協議会」を開催し（任意）、意見を聴く場として位置付けることにより、地域や利用者の意見を法人運営に反映させる。

（iii）監事について

- 理事、職員に対する事業報告の要求や財産状況の調査権限等の監事の権限を

法律上規定するとともに、理事会への報告義務、監査報告の作成義務や監事の責任について法律上明記する。

- 監事の選任・解任は評議員会の議決事項とする。
- 監事の構成については、財務諸表等を監査し得る者と社会福祉事業についての学識経験者又は地域の福祉関係者とする現行の取扱いを法律上明記する。

(iv) 会計監査人について

- 一定規模以上の法人に対して、会計監査人による監査を法律上義務付ける。設置義務の対象とならない法人においても、定款で定めるところにより、会計監査人を置くことができるようにする。
- 会計監査人について、その権限、義務、責任（監事への報告義務、損害賠償責任等）を法律上明記する。
- 会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲については、以下の要件のいずれかに該当する法人とする。
 - ① 収益（事業活動計算書におけるサービス活動収益）が 10 億円以上の法人（当初は 10 億円以上の法人とし段階的に対象範囲を拡大）
 - ② 負債（貸借対照表における負債）が 20 億円以上の法人
- 会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人については、
 - 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等
 - 監事への公認会計士又は税理士の登用を指導し、こうした取組を行う法人に対する所轄庁監査を効率化する。

イ 運営の透明性の確保

- 規制改革実施計画を踏まえ、公益財団法人等と同等以上の運営の透明性を確保する。具体的内容は以下のとおり。
 - 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とするとともに、閲覧請求者を国民一般に拡大する。
 - 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上位位置付ける。
 - 既に通知により公表を指導している現況報告書（役員等名簿、補助金、地域の

福祉ニーズへの対応状況に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。) について、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表の対象とすることを法令上明記する。

- 公表の方法については、国民が情報を入手しやすいインターネットを活用する。

ウ 適正かつ公正な支出管理

高い公益性と非営利性にふさわしい財務規律を確立する観点から、適正かつ公正な支出管理として、特に以下の事項に取り組む。

(i) 適正な役員報酬について

- 役員報酬等について、定款の定め又は評議員会の決議により決定することとする。
- 不当に高額なものとならないような理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を法人が定め、公表することを法律上義務付ける。
- 役員等の区分ごとの報酬総額（職員給与又は職員賞与として支給される分を含む。）を公表するとともに、個別の役員等の報酬額（職員給与又は職員賞与として支給される分を含む。）については、所轄庁への報告事項とする。

(ii) 関係者への特別の利益の供与の禁止等

- 特別の利益供与を禁止する規定を法令上明記する。
- 現況報告書及び現行の社会福祉法人会計基準における財務諸表の注記事項において開示の対象となる関連当事者の範囲について、公益財団法人制度を参考に、
 - ① 当該社会福祉法人を支配する法人若しくは当該社会福祉法人によって支配される法人又は同一の支配法人をもつ法人
 - ② 当該社会福祉法人の評議員及びその近親者に係る要件を加える。
- 現況報告書及び現行の社会福祉法人会計基準における財務諸表の注記事項として関連当事者との取引内容の開示の対象となる取引の範囲について、公益法人会計基準と同様に取引額が 100 万円を超える取引とする。

エ 地域における公益的な取組の責務

- 福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない者に対する支援の必要性が高まる中、社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくこと、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。

このため、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として法律上位置付ける。

オ 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

(i) 基本的考え方

- いわゆる内部留保（利益剰余金）については、社会福祉法人の公益性等に鑑み、その実態を明らかにし、現在の事業継続に必要な財産以外に活用できる財産を保有している場合には、社会福祉法人の趣旨・目的に従い、これを計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元することが求められる。

(ii) 内部留保の明確化

- 内部留保の明確化に当たっては、社会福祉法人が保有する全ての財産（貸借対照表上の純資産から基本金及び国庫補助等積立金を除いたもの）を対象に、当該財産額から事業継続に必要な最低限の財産の額（控除対象財産額）を控除した財産額（負債との重複分については調整）を導き、これを再投下可能な財産額として位置付ける。
- 控除対象財産額は、①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等（土地、建物等）、②現在の事業の再生産に必要な財産（建替、大規模修繕に必要な自己資金）、③必要な運転資金（事業未収金、緊急の支払いや当面の出入金のタイムラグへの対応）を基本に算定することが考えられるが、その詳細な内容については、制度実施までの間に、専門的な見地から検討の上、整理する。
- 控除対象財産額の算定については、社会福祉法人が国のガイドラインに従い、用途を明記した財産目録及び「控除対象財産計算書」を作成し、所轄庁に毎年度提出する。

(iii) 福祉サービスへの計画的な再投下

- 控除対象財産額を算定し、いわゆる内部留保から控除した結果、再投下可能な財産額（「再投下財産額」という。）がある社会福祉法人については、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（「再投下計画」という。）の作成を義務付ける。
- 再投下計画の作成に当たっては、
 - ① 社会福祉事業等投資額（施設の新設・増設、新たなサービスの展開、人材への投資等に係る額。利用者負担の軽減措置や小規模事業への投資の額を含む。）
 - ② 「地域公益事業（※）」投資額
 - ※ 社会福祉事業として制度化されていない福祉サービス（社会福祉法第26条の公益事業により供給されるサービス）を地域のニーズを踏まえて無料又は低額な料金により供給する事業
 - ③ その他の公益事業投資額の順に検討することとする。

その際、再投下財産額及び①～③の投資額等については、国のガイドラインに従い適切に記載されているかについて公認会計士又は税理士による確認を求める。また、「地域公益事業」については、後述の「地域協議会」を活用するなどして事業を行おうとする地域の住民等関係者の意見を聴くこととする。
- 「再投下計画」については、議決機関化した評議員会の承認を得た上で、公認会計士又は税理士の確認書を付して所轄庁の承認を得ることとする。所轄庁による承認は、地域のニーズに応じた機動的な対応を阻害しないよう配慮し、国が示す統一した基準に従い、主として以下の視点から計画の妥当性をチェックすることとする。
 - 再投下財産額と事業規模の合理性（公認会計士又は税理士による確認を経たもの）
 - 社会福祉事業等については、自治体計画（介護保険事業（支援）計画等）や人口動態を踏まえた地域の需給に照らした合理性
 - 「地域公益事業」については、「地域協議会」における協議結果等との整合性、公益事業としての妥当性

(iv) 「地域協議会」について

- 社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、「地域協議会」を開催することが適当。
- 「地域協議会」の機能としては、
 - ① 「地域における公益的な取組」に係る地域の福祉ニーズの把握、
 - ② 「地域における公益的な取組」の実施体制の調整等（複数の法人が連携・協働した事業の実施についての検討・調整）
 - ③ 「地域における公益的な取組」の実施状況の確認が考えられる。
- 「地域協議会」は、所轄庁が地域ケア推進会議等の既存の協議会を活用するなどして開催することとし、その運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。

各協議会の代表者、地域住民、所轄庁・関係市町村等が参加し、「地域における公益的な取組」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に地域における福祉ニーズを把握できる場を設けることが基本であるが、各地域における福祉に関する協議会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用を認める。

また、円滑に地域ニーズを把握する機会を得られるよう所轄庁において関係市町村と連携することが求められる。

(v) 財務規律におけるガバナンス

- 社会福祉法人の財務規律を実効性あるものとするため、内外からのガバナンスを強化することとし、
 - I 適正かつ公正な支出管理に関しては、
 - ・役員報酬等に関する評議員会による牽制
 - ・役員報酬基準、関連当事者との取引内容の公表
 - ・会計監査人等の外部監査の活用 等
 - II 内部留保の明確化に関しては、
 - ・会計制度の整備と浸透
 - ・評議員会による内部牽制

- ・会計監査人等の外部監査の活用
- ・財務諸表等の公表 等

Ⅲ 福祉サービスへの再投下

- ・公認会計士又は税理士による再投下計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による再投下計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表 等

の取組を制度的に講ずる。

カ 行政の役割と関与の在り方

(i) 行政の役割と関与の在り方についての基本的考え方

- 社会福祉法人の公益性と非営利性を担保する観点から、所轄庁による指導監督を実効性のあるものとするための制度的な整備が必要。
- 他方、地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制があるとの指摘があり、法人の自主性を阻害し、福祉ニーズに柔軟に対応しようとする際の支障となっているとの意見がある。ガバナンスの強化や外部監査の導入による法人の自律性を前提とした指導監督の在り方を実現することが必要。
- 地方分権が進む中、国・都道府県・市等は、それぞれの機能と役割を明確にして相互の連絡調整や支援を行う観点から重層的に関与する仕組みが必要。
- 社会福祉法人の財務や運営に関する情報を、収集分析の上、サービス利用者や法人経営者の利用に供する等活用する仕組みが必要。

(ii) 指導監督の機能強化について

- 社会福祉法人の適正な運営を担保するため、立入検査等に係る必要な権限規定を整備する。経営改善や法令遵守等について柔軟かつ機能的に指導監督することができるよう勧告・公表に係る規定を整備する。
- 法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては外部の機関等を積極的に活用することにより、全体として指導監督の機能強化を図る。

具体的には、以下の要件を満たす法人については、定期監査の実施周期の延長や監査項目の重点化等を行う仕組みを導入する。

- ① 社会福祉法人改革に即したガバナンスや運営の透明性の確保、財務規律の確立等に適切に対応している法人
- ② 財務諸表や現況報告書のほか、会計監査人が作成する会計監査報告書及び「運営協議会」の議事録を提出して、所轄庁による審査の結果、適切な組織運営・会計処理の実施や地域等の意見を踏まえた法人運営が行われている法人
- 所轄庁は、会計処理等に係る指導監督や再投下計画の承認等を行うに当たっては、公認会計士など財務・会計に関する専門的な知見を有する者の意見を聴くことなどにより、適切な指導監督等を実施する。
- (iii) 国・都道府県・市の役割と連携の在り方について
 - 社会福祉法人の指導監督について、国・都道府県・市それぞれの役割に応じて、連携・支援する仕組みとすべきであり、
 - ① 都道府県においては、広域的な地方公共団体として、管内の市による指導監督を支援する役割
 - ② 国においては、制度を所管し、適正な運用を確保する役割を担うこととし、そのために必要な連携等に係る規定を整備する。
 - 特に、社会福祉法人の指導監督権限が都道府県から市に移譲され、市の職員に、法人の指導監督に必要な会計や福祉に関する専門的な知識が求められていることから、都道府県においては、広域的な立場で研修を行うなど、市における指導監督を支援する役割を果たす。国においては、指導監督が法定受託事務であることに鑑み、所轄庁全体の指導監督について、指導監督に係る基準の明確化等を徹底する。
 - 財務諸表、現況報告書等の財務や運営に関する情報については、所轄庁として法人の指導監督等に活用するほか、
 - ① 都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の法人に係る書類を収集の上、法人規模や地域特性に着目した分析等を行う等により、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用、法人による経営分析に活用できるようにする。
 - ② 国においては、都道府県において収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築する。
 - 法人の広域的な事業展開に対応するため、社会福祉法人の所轄庁による法

人監査と当該法人の事業所が所在する区域の行政庁による施設監査との連携を図るために必要な規定を整備する。

2 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

(1) 給付水準について

支給水準については、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するよう長期加入に配慮したものとすることが適当であることから、国家公務員退職手当制度に準拠した支給乗率とするとともに、その際、既加入職員の期待利益を保護する観点から、適切な経過措置を講ずることが必要である。

(2) 合算制度について

福祉人材の定着を促進するため、出産、育児、介護その他の事由により退職した職員が、社会福祉事業の職場に復職しやすい環境を整える観点から、被共済職員が退職した日から「2年以内」に再び被共済職員になった場合、前後の期間を合算する規定について、現在、中小企業退職金共済制度の通算制度において見直しが検討されている方向性と同様に、期間を「3年以内」に見直す。

(3) 公費助成について

障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする事業を含む。以下同じ。）及び保育所については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフットィングの観点などから、以下のとおり、公費助成の在り方を見直す。

① 障害者総合支援法等に関する施設・事業については、前回改正時に公費助成を維持する理由とされた障害者関連施策に係る制度移行が完了したこと等から、前回改正時の介護関係施設・事業と同様に、既加入者の期待利益に配慮した経過措置を講じた上で、公費助成を廃止する。

② 保育所については、

- 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されること
- 平成29年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むこと

などを踏まえ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成29年度までに結論を得ることとする。

③ 措置施設・事業については、他の経営主体の参入がないこと等から、今回の見直

しでは公費助成を維持する。

3 その他

(1) 社会福祉法人に関する行政評価・監視の結果に対する対応について

先般、総務省において、社会福祉法人の所轄庁による設立等の認可の審査、組織及び業務の運営並びに財務に関する指導監督の実施状況を調査し、その結果を取りまとめ、昨年6月24日、当省に対し以下のとおり「設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたところである。

- 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底
 - ・ 医療法人及び社会福祉法人に対し、財務諸表等の届出について、届出期限、添付書類及び届出書類の記載事項に関し関係法令等を遵守して行うよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。また、所轄庁に対し、届出内容の点検を的確に行うよう指導すること。
 - ・ 医療法人及び社会福祉法人に対し、関係法令に定めるディスクロージャーを徹底するよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。
- 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化
 - ・ 所轄庁に対し、社会福祉法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・助言すること。また、都道府県における監事監査に係る手引書等の作成や研修の開催等の事例を踏まえ、所轄庁に対し、社会福祉法人の監事との連携の強化に役立つ情報を提供すること。

① 財務諸表の届出等について

社会福祉法第44条の規定により、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置かなければならないこととされている。

併せて、社会福祉法第59条の規定により、社会福祉法人は、現況報告書及びその添付書類である貸借対照表及び収支計算書を毎会計年度終了後、3月以内に所轄庁に届け出なければならずとされており、現況報告書については、「社会福祉法人の認可について」において統一的な様式を示している。

本勧告の前提となる総務省による調査では、現況報告書の記載漏れや届出書類の不足など、関係法令等が遵守されていない事例が見受けられたところであり、各都道府県におかれては、関係法令等に基づき、各事務所への備置書類、現況報告書等

の届出期限、記載事項等を遵守するよう、所管する社会福祉法人に対して指導するとともに、届け出された書類の確認を着実に行っていただきたい。また、管内の市に対して、財務諸表の届出等の徹底について周知等をお願いしたい。

② 監事と所轄庁との連携強化について

社会福祉法人の監事は、理事の業務執行状況や法人の財産状況の監査を行う者とされている。

本勧告の前提となる総務省の調査によると、所轄庁による同一法人に対する指導監査において繰り返し指摘されている事例が見受けられたところであり、各都道府県におかれては、所管法人に対して、法人監査の際に監事の同席を求めるなど指導を行い、また、他都道府県等における監事監査マニュアル等を参考に監事監査の手引書の作成や研修の実施等により監事の資質向上に努め、監事との問題意識の共有を図るとともに、管内の市に対しても周知等をお願いしたい。

第5 福祉・介護人材確保対策等について（福祉基盤課福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保対策の推進

ア 2025年に向けた介護人材確保の方向性

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には最大約250万人の介護人材が必要と推計されているが、生産年齢人口の更なる減少や、経済状況の好転に伴う他産業への人材流出といった量的確保についての懸念が示されている。

加えて、認知症や医療的ニーズを併せ持つ高齢者、高齢者のみ世帯の増加に伴う介護ニーズの高度化・多様化に対応するため、量的確保のみならず、介護人材の更なる質の向上を図る必要がある。

このため、「量の確保」と「質の向上」の両面から、2025年に向けた介護人材確保の取組を進めることは最重要の課題である。

イ 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会での議論

こうした中、2025年に向けた介護人材確保の具体的な方策を幅広く議論するため、平成26年10月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会を設置した。

この専門委員会の審議は、現在、継続中（2月中の取りまとめを予定）であるが、国・地域の関係主体が、それぞれの役割分担の下、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する方策を講ずることが重要との方向性に立ち、資格取得の在り方や地域における介護人材確保のための方策等について、議論が行われており、都道府県においては、審議の動向に注視されたい。

また、今後、介護人材の確保を確実なものとするため、専門委員会における意見の取りまとめも踏まえ、介護人材を確保していくための施策の全体像（「総合的な確保方策」）を明らかにし、対策を総合的かつ計画的に進めることとして、この「総合的な確保方策」の策定に向け、国において、「介護人材確保の基本的な考え方」を示すこととしている。

この「介護人材確保の基本的な考え方」を踏まえ、

- ① 所要の法改正による制度的対応
- ② 市町村によるサービス見込み量の確定値に基づく介護人材需給推計の確定（5月目途）

③ 都道府県における地域医療介護総合確保基金等を活用した取り組み内容の確定（7月頃を目途）

を進め、これらに基づき 2025 年に向けた介護人材の「総合的な確保方策」を示す予定としている。

ウ 都道府県における介護人材需給推計について

平成 26 年度においては、各都道府県の協力を得て、介護保険制度創設以降初となる全国統一の手法による介護人材需給推計を実施した。それによれば、2025 年には全国で、約 30 万人の介護人材が不足するという見込み（暫定値）が示されている。

今後、市町村のサービス見込み量が確定する段階で、再度、推計を行い、「最終値」を取りまとめ、公表する予定としているので、改めてのご協力をお願いしたい。

また、地域によって人口動態等が異なる中、地域の実情に応じた取組を計画的に進めていく観点から、都道府県におかれては、この需給推計の結果も参考としつつ、具体的な目標設定の下、2025 年に向けた実効性ある介護人材確保対策に取り組んでいただきたいと考えている。

エ 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の取組の推進

平成 27 年度予算案においては、消費税財源を活用した「地域医療介護総合確保基金」について、これまでの介護人材確保対策を大幅に充実・拡充する規模である 90 億円（公費）を新たに確保し、都道府県における多様な介護人材確保のための取り組みを支援することとしている。

具体的には、以下のような事業の実施を想定しており、地域の創意工夫の下、2025 年に向けた計画的な取組を着実に進めていただきたい。

- ・「参入促進」：介護職の理解促進、求人・求職のマッチングの強化 等
- ・「資質の向上」：キャリアアップのための研修支援、潜在介護福祉士の再就業促進（研修等）等
- ・「労働環境・処遇の改善」：早期離職防止のためのエルダーやメンター制度の導入支援、負担軽減のための介護ロボット導入支援、子育て支援のための施設内保育施設運営支援 等
- ・「基盤整備」：地域の関係主体との連携・協議の場の設置、積極的に介護人材育成に取り組む事業所の認証評価

なお、これまでも、「福祉・介護人材緊急確保支援事業」の活用による多様な取組を支援してきたところであるが、これらの取組についても、その効果検証の下、必要と認められるものについては、引き続きこの基金を活用いただき、総合的な介護人材確保のための取組を進めていただきたい。

また、喀痰吸引等研修についても、同様にこの基金の活用が可能であり、2025年に向けた医療的ニーズに対応するため急務である、喀痰吸引等を実施することができ介護人材の養成推進のため、喀痰吸引等研修の受講を希望する方や、介護福祉士養成施設において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した方等に対する研修機会の確保に対する、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続きご尽力願いたい。

オ 介護福祉士等修学資金貸付制度について

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成 24 年度予備費において、引き続き本事業の実施に必要な貸付原資を確保するとともに、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、通常の貸付内容（就学費用、入学準備金、就職準備金）に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸与することとする貸付内容の拡充（生活費加算）を行った。

各都道府県におかれては、引き続き、修学資金事業所管課と生活保護所管課が連携して本事業を活用することにより、家庭の経済状況等により進学に悩む子どもに対する支援が図られるよう取組をお願いしたい。

なお、生活費加算の加算額は、平成 26 年 3 月に交付要綱を改正し、生活扶助基準の見直しの影響が生じないよう措置したところであるので、引き続き適切に対応をお願いしたい。

カ 被災地における福祉・介護人材の確保

平成 23 年 3 月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県においては、有効求人倍率が平成 23 年 6 月以降上昇し、平成 26 年についても全国計と比較して極めて高い傾向となっている。

被災した高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、また、介護施設等が良質なサ

ービスを提供できるようにするためには、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災3県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。

各都道府県におかれては、管内の福祉人材センター等に対し、「福祉人材情報システム」（福祉のお仕事）の情報を活用するなどにより、窓口に来られる求職者に対し被災地の求人情報を積極的に提供するよう、依頼願いたい。

また、原発事故による放射線被害等の影響で避難を余儀なくされ、そのため介護人材も流出し、その確保が特に深刻な状況となっている福島県相双地域等における福祉・介護人材の安定的な確保及び定着促進を図る施策として、福島県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対して、2年間従事した場合に返還が免除となる奨学金（就職準備金に関しては1年間従事した場合返還免除）の貸与や住まいの確保を支援する「被災地における福祉・介護人材確保事業」を平成26年度予算（東日本大震災復興特別会計）において創設した。

「被災地における福祉・介護人材確保事業」については、深刻な人材不足が続いている相双地域等の実情を踏まえ、平成27年度予算案においても引き続き、本事業の実施による介護人材の確保を支援するための財源として、1.8億円を盛り込んでいるところである。本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、福島県相双地域等の福祉・介護人材の確保につながるよう、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、福島県及び実施主体である福島県社会福祉協議会の取組にご協力願いたい。

（2）社会福祉法等に基づく福祉人材確保の推進

ア 福祉人材センターにおける人材確保対策

（ア）都道府県福祉人材センターにおける取り組み

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助（無料職業紹介事業）や求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るべく、福祉・介護人材マッチング機能強化等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

「地域医療介護総合確保基金」等を活用した、地域の福祉・介護人材確保に向

けた取り組みに当たっては、都道府県における福祉・介護人材確保の中核的基盤たる都道府県福祉人材センターとも緊密な連携を図りつつ、当該事業の積極的な活用を図り進めていただきたい。

なお、これまで、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」による、都道府県福祉人材センターの事業に対する補助（福祉人材確保重点事業）については、「地域医療介護総合確保基金」の創設等を踏まえ、平成 27 年度以降、その補助上限額等の見直しを予定しているので、予め了知されたい。

(イ) ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、求人側・求職者側双方の立場に立ったきめ細かな対応による適切なマッチングの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られよう、配慮をお願いしたい。

(ウ) 都道府県福祉人材センターの機能強化に向けた議論の動向

社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会においては、こうした地域の人材確保の中核的基盤たる都道府県福祉人材センターの更なる機能強化についても議論が進められている。

この中では、社会福祉事業従事者に該当しない介護保険サービス事業従事者までの支援対象範囲拡大、離職した介護福祉士の届出制度の創設、ハローワークとの連携やサテライト展開の推進等について、議論がなされており、当該専門委員会の取りまとめ（2月下旬を予定）以降、必要に応じて具体的な制度設計を進めていくこととしている。

イ 福利厚生センターにおける福祉・介護人材の福利厚生の充実

(ア) 福利厚生センターの取組

福祉・介護人材の「労働環境・処遇の改善」の観点からは職場における福利厚生の実施が重要であるが、福利厚生センターにおいては、社会福祉法に基づき、主として単独では福利厚生が十分に行うことができない中小の法人に対する福利厚生事業を実施している。

現在、会員数は概ね約 25 万人となっており、今後、更なる人材確保対策を推進するに当たり、その役割の重要性は増していくものと考えられるため、都道府県におかれては、管内の事業者へ周知等、福祉・介護人材の定着促進対策について、引き続きご協力をいただきたい。

(イ) 福祉・介護人材の福利厚生充実に向けた福利厚生センターに係る議論の動向

社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会においては、都道府県福祉人材センターと同様、2025 年に向けた介護人材確保の更なる推進の観点から、福利厚生センターの支援対象について、社会福祉事業従事者に該当しない介護保険サービス事業従事者までの支援対象範囲拡大が議論されており、当該専門委員会の取りまとめ（2月下旬を予定）以降、必要に応じて具体的な制度設計を進めていくこととしている。

ウ 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成 20 年 7 月に、毎年 11 月 11 日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11 月 4 日から 11 月 17 日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

エ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

（ア）専門職大学院

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成するため、平成26年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているため、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（アドバンスソーシャルワークコース、福祉ビジネスマネジメントコース）

平成27年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。（TEL 042-496-3000）

（1）地方公共団体推薦入学試験（新規）

入学試験日	出願期間
平成27年3月7日（土）	平成27年1月19日（月）～2月18日（水）
平成27年3月22日（日）	平成26年3月2日（月）～3月13日（金）

（2）一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成27年1月25日（日）	平成26年12月15日（月）～1月6日（火）
平成27年3月7日（土）	平成27年1月19日（月）～2月18日（月）

（イ）社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキル

アップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方について
お願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」を参照。

<http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>）

（3）介護福祉士の国家資格について

ア 介護福祉士の資格取得方法の見直しについて

介護福祉士の資格取得方法の見直しについては、近年の労働力人口の減少や、昨今の経済情勢の好転に伴い他業種への人材流出の懸念が高まるなど、介護人材を取り巻く社会情勢が一層厳しさを増していることを踏まえ、平成 26 年 6 月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」により、幅広い観点から介護人材確保に向けた方策を早急に検討することと併せて、施行を平成 28 年 4 月まで更に 1 年間延期した。

これを受け、昨年 10 月に福祉人材確保対策検討会において、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」等を軸とした今後の人材確保の方向性に関する議論の取りまとめが行われ、介護福祉士の資格取得方法に関する当面の対応として、実務経験ルートにおける実務者研修を受講しやすい環境づくり、養成施設ルートにおける国家試験義務付けの延期、福祉系高校ルートにおける通信課程の活用の検討などが盛り込まれた。更に、昨年 10 月より、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において、検討会の取りまとめをもとに、介護人材の量の確保、質の向上に関する具体的な方策について検討しているところである。

今後、福祉人材確保専門委員会の議論が取りまとめられ次第、法律改正も視野に入れた必要な制度改正を速やかに行う予定であるので、ご了承願いたい。

イ 介護福祉士養成施設等の指定監督等にかかる権限移譲について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）に基づき、平成 26 年 5 月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）が成立し、現在、地方厚生（支）局が行っている事務のうち、厚生労働大臣が指定し

た介護福祉士養成施設等の指定・監督権限が、平成 27 年 4 月 1 日より都道府県に移譲されることになっており、今後は、指定申請や変更届出等の事務は、所在する都道府県に対して行われることになるので、ご了知をお願いしたい。

また、速やかな関係通知の改正等をはじめ、移譲が円滑に行われるよう最大限の配慮をするので、都道府県におかれても移譲に向けた準備を進めて頂くようお願いしたい。

2 外国人介護人材の受入れに関する議論等について

(1) 経済連携協定（E P A）に係る外国人介護福祉士候補者の受入れ等について

ア E P A介護福祉士に対する学習支援

現在、インドネシア、フィリピン及びベトナムの 3 カ国から、経済連携協定に基づく特例的な措置として、介護福祉士候補者（以下「E P A介護福祉士候補者」という。）の受入れを行っている。

これら E P A介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、3 年間の実務経験を経て国家試験合格を目指しており、社会・援護局においては、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

(ア) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う E P A介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者 1 人当たり年間 23.5 万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1 受入れ施設当たり 8.0 万円）。

(イ) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、就労 2 年目以降（平成 27 年度においては、平成 25 年度以前の入国者が該当）の E P A介護福祉士候補者に対する通信添削指導を実施（このほか、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等

の再チャレンジ支援を実施) している。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 平成 27 年度の受入れスケジュール

平成 27 年度においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大 300 人の受入枠を確保しており、受入調整機関である（公社）国際厚生事業団において、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行った。

今後は、母国での日本語研修を経て、平成 26 年 6 月頃、入国手続きを行い、その後、訪日後日本語研修を開始する予定である。

ウ 外国人介護人材受入れの在り方検討会における議論について

「日本再興戦略（改訂 2014）」中短期工程表において、E P Aに基づく介護福祉士候補者について「日本語能力の向上、国家試験合格に向けた支援等の取組を通じた受入れの一層の拡大」が求められていることも踏まえ、今後、「外国人介護人材受入れの在り方検討会」において、E P Aの在り方等についての議論が行われる予定である。

(2) 「日本再興戦略（改訂 2014）」に基づく外国人介護人材に係る議論について

ア 外国人介護人材受入れの在り方検討会における議論について

外国人介護人材の受入れに関しては、「日本再興戦略（改訂 2014）」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、

- ・ 外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することについて、日本語要件等の介護分野特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し結論を得る
- ・ 介護福祉士資格等を取得した外国人留学生が、卒業後の国内での就労を可能とするため、在留資格の拡充を含め、年内を目途に制度設計等を行う

こととされており、こうした要請に応えるため、学識経験者や介護サービス関係者を参集し、「外国人介護人材受入れの在り方検討会」を昨年 10 月に設置し、7 回にわたり検討を行い、2 月 4 日に検討会の議論の中間まとめを公表した。その概要は次のとおり

である。

(ア) 技能実習制度への対象職種の拡大

介護分野への対象職種の拡大については、基本的考え方として、

- ・ 介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応すること
- ・ 技能実習制度に介護分野を職種追加するに当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するための要件を整理し、これらの要件に対応できることを担保した上で職種追加を行うこと

とされた。

今後は、中間まとめを踏まえ、介護分野の職種追加に向け、様々な懸念に対し適切な対応が図られるよう、具体的な制度設計を進めることとし、技能実習制度本体の見直しの詳細が確定した段階で、介護固有の具体的方策を併せ講じることにより、様々な懸念に対し適切に対応できることを確認した上で、新たな技能実習制度の施行と同時に職種追加を行うことが適当であるとされた。

(イ) 介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等

今般の在留資格の拡充の対象となる者の範囲については、「日本再興戦略（改訂2014）」（平成26年6月24日閣議決定）において、「外国人留学生」が、「日本の高等教育機関を卒業」した場合と明記されていることを踏まえ、該当する分野の専門的な学習を行うこと及び国家資格を取得することが求められることから、介護福祉士の国家資格取得を目的として養成施設に留学し、介護福祉士資格を取得した者とするのが適当であるとされた。

また、第6次出入国管理政策懇談会の報告書「今後の出入国管理行政の在り方」（平成26年12月）においても、「介護福祉士養成施設に指定されている我が国の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した留学生が、我が国の介護施設等に就職して介護福祉士としての業務を行えるよう、在留資格の整備を進めるべきである」とされている。